

藤枝市水道事業基本計画・経営戦略
2020～2030
後期計画
(案)



令和 8 年 月



目次

1. 策定にあたって.....	1
1.1. 策定の趣旨.....	1
1.2. 位置付け.....	1
1.3. 計画期間.....	2
1.4. 基本理念.....	2
2. 水道事業の概要.....	3
2.1. 藤枝市の概要.....	3
2.2. 水道事業の状況.....	4
3. 水道事業の現状.....	9
3.1. 事業概要.....	9
3.2. 水源の状況.....	10
3.3. 施設の状況.....	11
3.4. 耐震化の状況.....	19
3.5. 水質管理の状況.....	22
3.6. 防災対策の状況.....	22
3.7. 事業の運営状況.....	26
3.8. 経営指標による現状評価.....	31
3.9. 経営健全化の取組.....	34
4. 水道事業の将来見通しと課題.....	35
4.1. 本市水道事業を取り巻く環境.....	35
4.2. 課題の整理.....	44
5. 基本目標.....	47
5.1. 基本目標.....	47
6. 実施施策の評価と後期計画の策定.....	49
6.1. 現基本計画の課題に対する実施施策の評価.....	49
6.2. 施策の実施内容と後期計画の方針.....	51
6.3. 後期計画の追加施策.....	62
6.4. 後期計画の課題に対する実施施策.....	64

7.	経営戦略.....	66
7.1.	策定にあたって.....	66
7.2.	経営戦略の方針.....	66
7.3.	事業計画.....	67
7.4.	経営計画.....	68
7.5.	経営健全化の取組.....	78
8.	フォローアップ.....	80

1. 策定にあたって

1.1. 策定の趣旨

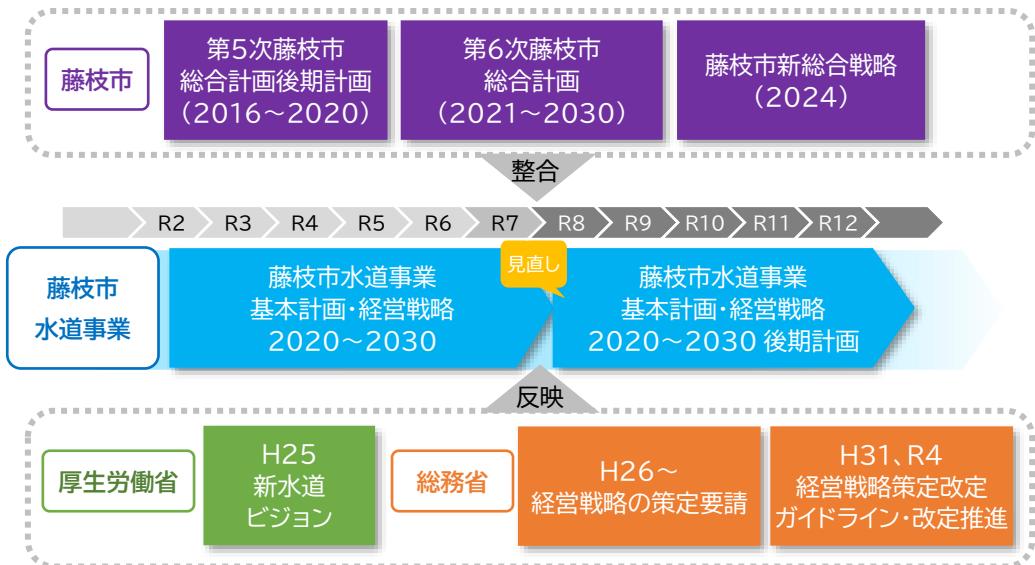
藤枝市水道事業は、藤枝市のまちづくりの指針となる「第5次藤枝市総合計画」における理念や施策に沿って、本市水道事業の今後の事業計画の基礎として、令和元年度に「藤枝市水道事業基本計画・経営戦略 2020～2030」を公表し、事業を推進してきました。計画の中間年である令和7年度に、計画策定後の水道事業の現状評価と課題を整理し、これまでの取組を評価した上で、近年の水需要の減少、物価の高騰をはじめとする社会情勢の変化等を踏まえて計画の見直しを行い、「藤枝市水道事業基本計画・経営戦略 2020～2030 後期計画」を策定するものです。

1.2. 位置付け

本計画は、令和3年3月に策定された第6次藤枝市総合計画、令和6年2月に策定された藤枝市新総合戦略を上位計画とし、基本理念や施策に沿った計画とします。

藤枝市水道事業の100年後の将来を見据えた基本理念と基本目標を「安全」、「強靭」、「持続」の観点から示し、その目標達成のための取組や方策を示す、基本計画「水道事業ビジョン」と、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な計画である「経営戦略」を含むものとなっています。

図 1.1 計画の位置付け・計画期間



■厚生労働省は平成25年3月に、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年後、100年後の将来を見据え、水道事業の理想像を明示するとともに、取組の目指すべき方向性や実施方策を示す「新水道ビジョン」の考え方を示し、水道事業者に「水道事業ビジョン」の作成を推奨しています。

■総務省は平成26年8月の「公営企業の経営にあたっての留意事項について」の発出以降、平成28年1月に「経営戦略」の策定推進について、平成31年3月に「経営戦略」の策定・改定のさらなる推進について、令和4年1月に「経営戦略」の改定推進についてを発出し、各地方公共団体に対し経営戦略の策定を要請しています。

1.3. 計画期間

全計画期間は 2020（令和 2）年度から 2030（令和 12）年度までの 11 か年ですが、中間見直し後の後期計画の計画期間は 2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 か年とします。

1.4. 基本理念

本市水道事業は、昭和 37 年の給水開始から現在に至るまで、社会情勢の変化に対応しながら市民の暮らしや企業活動に欠くことのできない安定した水道サービスを絶えず提供してきました。このことにより安全・安心な水道事業に対する市民の信頼感を得られてきたものと考えます。今後も、これまで培ってきた信頼関係に基づき、将来にわたり、少子高齢化により人口減少が進んだ社会であっても、安全で安心な水を市民に供給することを使命と考え、基本理念を「災害に強く、安全・安心で持続可能な水道事業」と設定しました。これは「持続」、「安全」、「強靭」の観点から、藤枝市水道事業が目指すべき将来像を示すものであり、後期計画においても、この基本理念を継続します。

図 1.2 基本理念

<平成 23 年策定 藤枝市水道事業基本計画 基本理念>平成 23 年度～平成 32 年度

みんなでつくる安心な水道



<令和元年策定 藤枝市水道事業基本計画・経営戦略 2020～2030 基本理念>

災害に強く、安全・安心で持続可能な水道事業

2. 水道事業の概要

2.1. 藤枝市の概要

2.1.1. 沿革

本市は、昭和 29 年 1 月に藤枝町と西益津村が合併して「藤枝町」になった後、同年 3 月に藤枝町・青島町・葉梨村・高洲村・大洲村・稻葉村の 2 町 4 村が合併し市制が施行されました。その後、昭和 30 年に瀬戸谷村、昭和 32 年に広幡村が編入され、平成 21 年 1 月に岡部町と合併し、新しい藤枝市が誕生しました。本市は古くから交通が発達し、東海道五十三次の宿場町「岡部宿」「藤枝宿」として栄え、現在では JR 東海道本線、東海道新幹線、国道 1 号バイパス、東名高速道路、新東名高速道路といった日本の大動脈がまちを東西に走っています。さらに、隣接する地域にある、富士山静岡空港へのアクセスも充実し、交通の要衝として発展しています。郊外では住宅地の開発が進み、JR 藤枝駅周辺では中心市街地の再開発に伴いマンションなどの建設が進んでいます。

2.1.2. 位置と概況

本市は、静岡県のほぼ中央に位置し、静岡市、島田市、焼津市に隣接しています。北部は赤石山系の南縁に接し、南部は大井川下流の左岸で、平坦肥沃な志太平野の中央部に位置しています。市域は、東西 16 km、南北 22 km に広がり、面積 194.06 km² で、県全体の 2.5% を占めており、県内 35 市町中第 13 位の広さとなっています。北部は山地・丘陵地、南部は平坦地となっており、大井川、瀬戸川、朝比奈川などの河川が流れ、大井川、瀬戸川下流部に扇状地を形成しています。交通の利便性や、良質かつ豊富な水資源等の立地を生かし、医薬品等の化学や輸送用機械器具、食料品、プラスチック製品等の工場が集積しています。

図 2.1 藤枝市の位置



2.1.3. 人口・世帯

1) 総人口

静岡県は、平成 19 年をピークに人口減少に転じ、令和 2 年の国勢調査では都道府県別人口減少数が 7 位となるなど、全都道府県の中でも強い人口減少傾向にあります。このような状況の中、本市の人口は増加し続けていましたが、国勢調査では平成 27 年の 143,605 人をピークに、令和 2 年に 141,342 人と減少に転じています。住民基本台帳人口は、令和 7 年 3 月末に 139,290 人となっています。

一方、世帯数は増加し続けており、令和 2 年の 1 世帯当たりの世帯人員は 2.62 人で、核家族化と単身世帯の増加傾向が続いている。

図 2.2 国勢調査による本市の人口・世帯数・一世帯当たり人員の推移



2.2. 水道事業の状況

2.2.1. 上水道事業

1) 沿革

旧藤枝市の水道事業は、昭和 29 年市制施行後もなく上水道の必要性が喚起され、昭和 33 年 7 月に認可を受け、昭和 37 年 2 月に給水を開始しました。発足は県下各都市に比べて遅く、良質で豊かな井戸水に恵まれた環境にあったためと推測できます。以降、人口増加に伴い 4 回の拡張事業を実施し、給水区域を拡大してきました。

旧岡部町の水道事業は、昭和 33 年 11 月に竣工した岡部地区簡易水道に始まり、人口増加を受けて昭和 49 年 4 月に岡部町水道事業を創設し、昭和 52 年 3 月に給水開始、1 回の拡張事業を実施しました。この事業において水源の廃止・新設・改良、鉄バクテリア除去装置増設、配水池新設、配水区域変更を行うとともに、大井川広域水道企業団の受水施設を整備し、平成元年 4 月から給水を開始しました。

平成 21 年 1 月に旧藤枝市と旧岡部町が合併し、藤枝地区水道事業と岡部地区水道事業の 2 事業となりましたが、平成 24 年 4 月の統合認可により、計画給水人口を 133,500 人、計画 1 日最大給水量を 60,100 m³とする 1 水道事業となりました。

一方、旧藤枝市では、蔵田簡易水道が昭和 32 年 4 月より給水を開始しました。旧岡部町では昭和 39 年 4 月に殿西ノ平簡易水道が給水を開始した後、廻沢、朝比奈中央、桂島地区においてそれぞれ給水を開始しました。また、昭和 48 年 4 月に青羽根地区の飲料水供給施設が給水を開始しました。

令和 2 年 4 月 1 日より、国の推進及び安定した財政基盤の確保を理由に、簡易水道事業及び青羽根飲料水供給施設を水道事業へ統合しました。将来的な人口減少等を考慮し、計画給水人口は 132,700 人、計画一日最大給水量は 55,000 m³としています。

表 2.1 藤枝市水道事業の沿革

地域	事業名	認可年月日	目標年度	計画 給水人口 (人)	計画 1 日 最大給水量 (m ³)
旧藤枝市	創設	昭和 33 年 7 月 25 日	昭和 38 年度	40,000	10,000
旧岡部町	第 1 次拡張	昭和 46 年 2 月 2 日	昭和 51 年度	80,000	40,000
	第 2 次拡張	昭和 53 年 3 月 20 日	昭和 58 年度	103,800	54,000
	第 3 次拡張	昭和 61 年 3 月 25 日	平成 6 年度	135,500	69,000
	第 4 次拡張	平成 8 年 3 月 29 日	平成 22 年度	132,850	78,500
現藤枝市	創設	昭和 49 年 4 月 1 日	昭和 60 年度	12,000	6,600
	第 1 次拡張	昭和 60 年 10 月 21 日	平成 7 年度	12,000	6,600
現藤枝市	岡部地区統合	平成 24 年 4 月 1 日	令和 2 年度	133,500	60,100
	簡易水道統合	令和 2 年 3 月 30 日	令和 12 年度	132,700	55,000

2) 給水人口

令和 6 年度末の上水道事業の給水人口、普及率は以下の通りです。

表 2.2 令和6年度末の人口

項目	単位	現況
行政区域内人口	人	139,290
上水道給水区域内人口	人	135,390
上水道給水人口	人	127,635
上水道普及率	%	94.3

2.2.2. 民営水道施設

本市における民営水道施設数は、令和5年度末現在、専用水道6施設及び飲料水供給施設37施設となっています。

本市では、民営水道施設（個人の施設を含む）の維持管理費を補助することで、安定した生活用水の確保ができる環境づくりを進めることを目的として、令和4年度に「藤枝市飲料水供給施設維持管理事業費補助金制度」を創設しました。この制度は、上水道給水区域外の地域で、現状の生活用水を確保するため、飲料水供給施設の修繕、更新、水質検査を行う場合、市が定めた基準以内で事業費の補助をする制度です。上水道区域以外の地域においても、安定した供給と安全な水質を確保することにより、安心して水が利用できる環境を整えます。

表 2.3 専用水道施設

施設名	一日最大給水量 (m ³)	給水人口 (人)	備考
日清紡テキスタイル（株） 藤枝事務所	1,600	62	深井戸1井
藤枝総合運動公園	684	イベント時最大 21,100	藤枝市上水道
医療法人社団凜和会 藤枝駿府病院	70	318	浅井戸2井 藤枝市上水道
医療法人社団聖稜会 聖稜リハビリテーション病院 介護老人保健施設 グリーンヒルズ藤枝	125	540	浅井戸1井 浅井戸1井
医療法人社団凜和会 フォレスタ藤枝	53	280	浅井戸2井
社会福祉法人天竜厚生会 アクシア藤枝	36	101	浅井戸1井
計	2,568	1,301	

注) 給水人口の合計は藤枝総合運動公園を除く。

表 2.4 市内飲料水供給施設

	施設名	給水 人口 (人)	給水 戸数 (戸)	上水道 給水区域		施設名	給水 人口 (人)	給水 戸数 (戸)	上水道 給水区域
①	市之瀬中央	60	37	区域外	㉐	井口原	4	2	区域外
②	市之瀬11組	18	10	区域外	㉑	中平	12	4	区域外
③	峠共同	15	13	区域外	㉒	玉取谷倉	22	12	区域外
④	藤太夫山ノ手	21	9	区域外	㉓	浮島諷訪	8	4	区域外
⑤	藤太夫島道通共同	7	3	区域外	㉔	玉取近又	40	14	区域外
⑥	原上組共同	41	16	区域外	㉕	小園第3	32	15	区域外
⑦	本郷原下	30	13	区域外	㉖	小園シボ沢	26	8	区域外
⑧	荻間山根	60	18	区域外	㉗	小園第1	35	13	区域外
⑨	荻間河原上組	21	7	区域外	㉘	小園第2	58	22	区域外
⑩	荻間下	37	11	区域外	㉙	沢口	10	7	区域外
⑪	宮原下刈前共同	22	10	区域外	㉚	小丹原	18	10	区域外
⑫	宮原新田組	8	4	区域外	㉛	笛川	16	4	区域外
⑬	助宗丸宮共同	20	10	区域外	㉜	新舟宮ノ島	30	14	区域外
⑭	助宗東組共同	42	14	区域外	㉝	羽佐間上共同	22	11	区域外
⑮	堀之内10組	8	3	区域内	㉞	羽佐間2班	28	9	区域外
⑯	堀之内1組	29	10	区域内	㉟	羽佐間東田	36	13	区域外
⑰	三軒屋中	46	13	区域内	㉟	桂島大上	50	14	区域外
⑱	仮宿上組	62	23	区域内	㉟	坂下	7	4	区域外
⑲	玉取沢	9	5	区域外		計	1,010	409	

注) 給水人口と戸数は水道事務所調べによる。

■上水道事業：計画給水人口が5,001人以上の事業

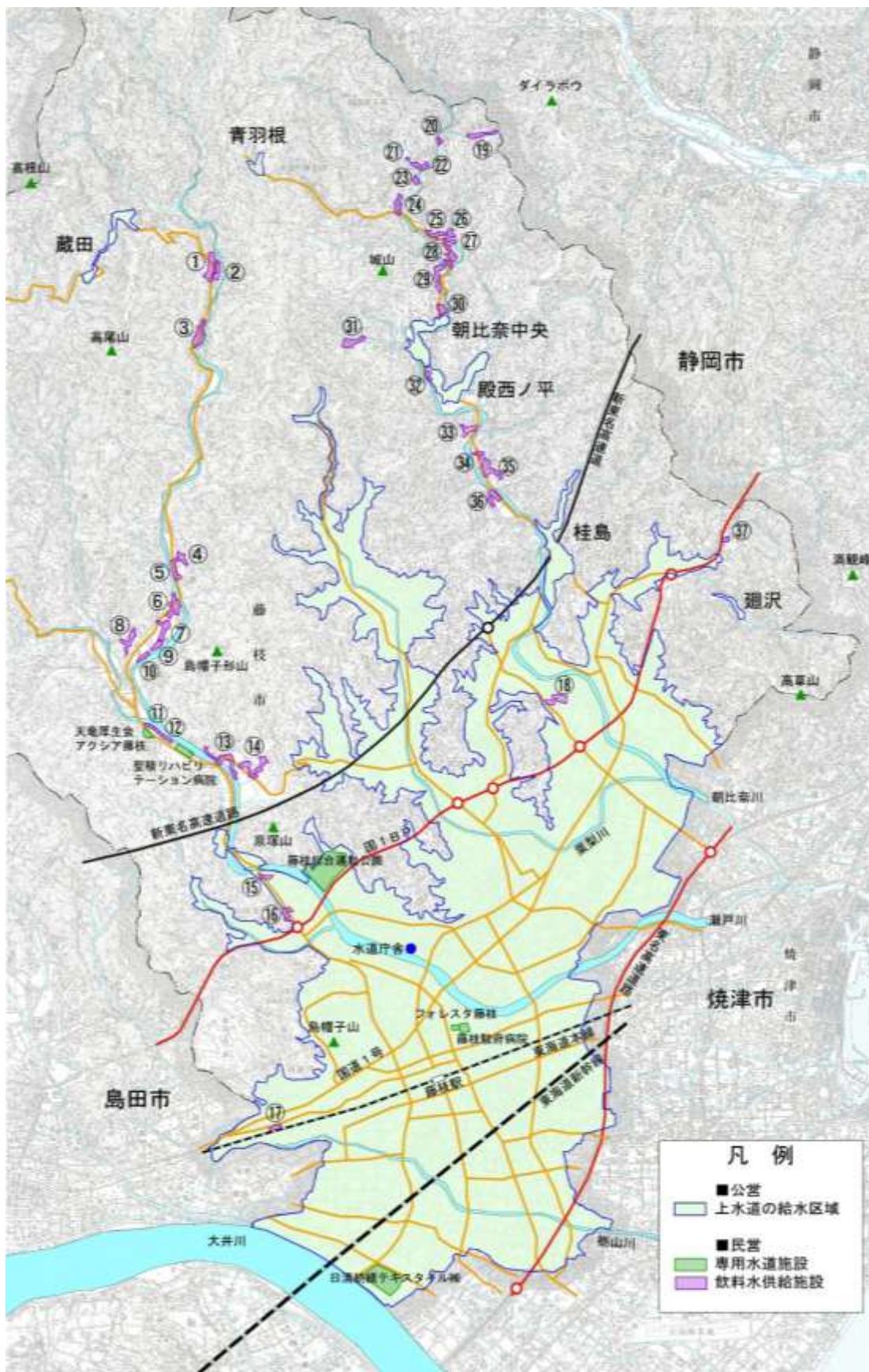
簡易水道事業：計画給水人口が101人以上、5,000人以下の事業

飲料水供給施設：計画給水人口が100人以下の施設

専用水道：101人以上への給水または1日最大給水量が20m³超等の特定の施設を対象

とした小規模水道

図 2.3 市内水道の給水区域図(飲料水供給施設の番号は表 2.4 を参照)



3. 水道事業の現状

3.1. 事業概要

藤枝市水道事業の、令和2年度以降の事業概要を示します。

表 3.1 事業概要(令和2年度～令和6年度)

項目	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
行政区域内人口	人	143,765	142,955	141,857	140,365	139,290
給水区域内人口	人	139,459	138,351	137,772	136,386	135,390
計画給水人口	人	133,500	133,500	133,500	133,500	133,500
現在給水人口	人	131,465	130,398	129,879	128,574	127,635
普及率 (現在/給水区域内人口)	%	94.3	94.3	94.3	94.3	94.3
現在給水件数	件	59,157	59,844	60,242	60,558	60,819
給水戸数	戸	55,369	55,625	56,173	56,450	56,875
年間給水量	m ³	17,284,223	16,984,398	16,970,278	16,902,648	16,955,079
一日最大給水量	m ³	51,114	50,900	50,956	51,159	50,876
一人一日最大給水量	L	388	390	392	397	398
一日平均給水量	m ³	47,354	46,532	46,493	46,182	46,452
一人一日平均給水量	L	360	356	357	359	363
年間有収水量	m ³	15,780,562	15,612,157	15,369,245	15,132,384	15,138,507
一日平均有収水量	m ³	43,234	42,773	42,108	41,345	41,475
有収率	%	91.3	91.9	90.6	89.5	89.3
一日水源能力	m ³	73,650	73,650	73,650	73,650	73,650
自己水源	m ³	57,850	57,850	57,850	57,850	57,850
大井川広域水道受水	m ³	15,800	15,800	15,800	15,800	15,800
施設利用率	%	64.3	63.2	63.1	62.7	63.1
最大稼働率	%	69.4	69.1	69.2	69.5	69.1
負荷率	%	92.6	91.4	91.2	90.3	91.3
給水原価	円	107.35	105.33	111.87	115.05	117.58
供給単価	円	137.23	137.63	138.02	138.32	138.64

表 3.2 事業概要(管路)(令和2年度～令和6年度)

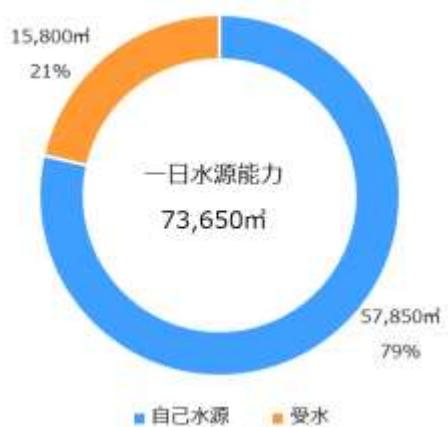
項目	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
管路延長（総延長）	m	895,446	899,536	901,293	903,317	904,473
管路延長（導水管）	m	11,145 (1.2%)	11,229 (1.2%)	11,229 (1.2%)	11,280 (1.2%)	11,280 (1.2%)
管路延長（送水管）	m	23,358 (2.6%)	23,440 (2.6%)	23,442 (2.6%)	23,442 (2.6%)	23,455 (2.6%)
管路延長（配水管）	m	860,943 (96.2%)	864,867 (96.1%)	866,622 (96.2%)	868,595 (96.2%)	869,738 (96.2%)

3.2. 水源の状況

本市の水道水源は、一級河川大井川（泉町・青南町）、二級河川瀬戸川（茶町）ならびに二級河川朝比奈川（村良・岡部）流域の地下水と、大井川の表流水（大井川広域水道企業団からの受水）に求めています。地下水は各流域に設けた井戸から水中ポンプにより揚水し、その原水を滅菌消毒後、飲料水として市内に配水しています。令和2年に水道事業に統合した5つの旧簡易水道と1つの旧飲料水供給施設の6施設は、3施設が地下水（浅井戸）から、また、残りの3施設は表流水を水源としており、地下水は滅菌のみ、表流水は滅菌に加え1か所が膜ろ過処理、2か所が砂ろ過処理を行った後に配水しています。自己水源はほとんどが地下水で、全体に占める表流水の割合は1%以下です。

大井川広域水道企業団からの受水量は、旧藤枝市は一日最大22,900m³、旧岡部町は一日最大1,500m³の供給を受けることとしたため、本市の一日最大基本水量は24,400m³となっていましたが、大井川右岸の水需要に対応するため、平成19年度より左岸構成団体の余裕水を右岸の構成団体に相互融通を行っており、現状の基本水量は19,300m³/日です。さらに本市の取水量と配水量のバランスを鑑み、大井川広域水道企業団からの受水量を15,800m³/日としており、本市の水源能力73,650m³/日のうち、受水の割合は約2割となっています。

図 3.1 一日水源能力の内訳



3.3. 施設の状況

3.3.1. 主要な水道施設の状況

平成 21 年 1 月の旧藤枝市と旧岡部町の合併、令和 2 年の簡易水道・飲料水供給施設の統合により、藤枝市水道事業の有する水道施設は、取水施設 11 か所（令和 9 年度に運転開始予定の殿配水場を除く）、ポンプ場 4 か所、配水施設 18 か所（うち 1 か所は取水施設と併設）となっています。表 3.3 に取水施設、表 3.4 にポンプ場、表 3.5 に配水施設の概要を示します。また、図 3.2、図 3.3 に施設の系統図を示します。

市内 27 か所（旧簡易水道 3 か所を含む。令和 9 年度に運転開始予定の殿配水場の 2 か所を除く。）に設けた井戸から水中ポンプにより揚水した地下水（原水）を配水場に送水し、飲料水として市内に配水しています。最も規模の大きい泉町配水場は、周辺の深井戸 14 井で取水した原水を着水井に集め、配水池に貯水し、市内給水区域の 50% 以上へ配水しています。泉町配水場は標高の低い位置にあるため、配水ポンプ（流量圧力制御）による加圧方式で配水しています。

令和 2 年に統合した旧簡易水道のうち 3 施設は表流水から取水した水を配水場へ送水し、1 か所が膜ろ過処理、2 か所が砂ろ過処理を行った後に配水池へ送水しています。青羽根配水場から高区への配水と廻沢配水場が加圧方式であるほかは、自然流下方式によって各家庭に配水しています。

現状において、大井川広域水道企業団の受水を受けている施設は、内瀬戸第 1 配水場、時ヶ谷配水場、内瀬戸第 3 配水場、三輪配水場の 4 配水場です。これらの配水場から、一部は他の配水場を経由して、市内各地へ配水しています。

表 3.3 水道施設の概要(取水施設)

施設名称	水源	取水井	設置年度※	水源能力※ (m ³ /日)	備考
泉町配水場	地下水	深井戸 14 井	1 号井 R 5 2 号井 S52 3 号井 S50 4 号井 S50 5 号井 S50 6 号井 S50 7 号井 R 7 8 号井 S51 9 号井 S50 10 号井 S51 11 号井 S50 12 号井 H 4 13 号井 S45 14 号井 S55	36,400	配水池と併設。 原水を着水井に集め、滅菌後配水池に貯水。
青南町送水場	地下水	深井戸 6 井	1 号井 H 9 2 号井 S55 3 号井 S55 4 号井 S55 5 号井 S58 6 号井 S58	14,300	滅菌後、送水ポンプにより内瀬戸第 1 を経由し第 2 配水場へ送水。
茶町水源地	地下水	深井戸 1 井 浅井戸 1 井	1 号井 S36 2 号井 S43	3,400	滅菌後、内瀬戸第 1 配水場からの補給分を合わせ鬼岩寺配水場へ送水。

施設名称	水源	取水井	設置年度※	水源能力※ (m³/日)	備考
岡部送水場	地下水	深井戸1井	1号井 S63	1,100	滅菌後岡部配水場へ送水。
新村良送水場 (村良送水場)	地下水	深井戸1井	1号井 S50	2,000	滅菌後ポンプ井に貯水し、時ヶ谷配水場からの受水を合わせて送水ポンプにより子持坂配水場へ送水。
蔵田水源	表流水	—	—	93	蔵田配水場へ送水。
廻沢水源	表流水	—	—	60	廻沢配水場へ送水。
桂島送水場	地下水	浅井戸1井	1号井 S61	250	桂島配水場へ送水。
殿西ノ平送水場	地下水	浅井戸1井	1号井 S39	107	殿西ノ平配水場へ送水。 令和9年度廃止予定。
朝比奈中央送水場	地下水	浅井戸1井	1号井 S56	100	朝比奈中央配水場へ送水。 令和11年度廃止予定。
青羽根水源	表流水	—	—	40	青羽根配水場へ送水。
殿配水場(新設)	地下水	浅井戸2井	1号井 — 2号井 —	373(予定)	令和9年度運転開始予定。

※設置年度は掘削した年度、水源能力は簡易水道統合（令和2年3月30日）後の値としています。.

表 3.4 水道施設の概要(ポンプ場)

施設名称	送水元	WL	構造	ポンプ井容量 (m³)	備考
花倉ポンプ場	時ヶ谷	GL=25.40	—	—	給水加圧ポンプにて直接加圧
西北ポンプ場	時ヶ谷 鬼岩寺	HWL=40.15 LWL=38.35	RC	200	
下大沢ポンプ場	鬼岩寺	HWL=80.28 LWL=78.78	RC	6.6	
岡部台ポンプ場	岡部	HWL=35.70 LWL=33.15	RC	150	

表 3.5 水道施設の概要(配水施設)

施設名称	送水元	受水状況 [*] (m ³ /日)	WL	構造	配水池 容量 (m ³)	備考
鬼岩寺配水場	茶町	—	HWL=78.50 LWL=70.50	PC	2,000	自然流下方式で西北ポンプ場及び時ヶ谷配水場に送水。
泉町配水場	—	—	HWL=27.20 LWL=19.90	PC PC	3,580 3,580	取水施設と併設。配水池から市内給水区域の50%以上へ加圧方式で配水。
時ヶ谷配水場	大井川 鬼岩寺	7,500	HWL=68.00 LWL=60.00	PC	7,000	自然流下方式で配水。一部花倉ポンプ場経由で加圧方式にて配水。
内瀬戸第1配水場	大井川 青南町	6,500	HWL=68.00 LWL=60.00	PC PC	5,000 8,000	自然流下方式で配水。一部は加圧方式で内瀬戸第2、志太配水場へ送水。
内瀬戸第2配水場	大井川 青南町	—	HWL=94.50 LWL=86.50	PC	2,500	自然流下方式で配水。
内瀬戸第3配水場	大井川	600	HWL=80.00 LWL=72.00	PC	2,600	自然流下方式と加圧方式で配水。
西北配水場	茶町	—	HWL=95.50 LWL=92.60	RC	240	自然流下方式で配水。一部を下大沢ポンプ場を経て上大沢配水場へ送水。
上大沢配水場	茶町	—	HWL=196.65 LWL=194.65	ステンレス	10	自然流下方式で配水。
志太配水場	大井川 青南町	—	HWL=94.50 LWL=86.50	PC	2,500	自然流下方式で配水。
子持坂配水場	新村良	—	HWL=78.50 LWL=72.50	PC	1,500	自然流下方式で配水。一部三輪配水場へ送水。
岡部配水場	岡部	—	HWL=68.00 LWL=63.00	PC	1,000	自然流下方式で配水。一部を岡部台ポンプ場へ送水し加圧方式で配水。
三輪配水場	大井川 子持坂	1,200	HWL=66.50 LWL=60.00	PC	2,000	自然流下方式で配水。
藏田配水場	藏田 (表流水)	—	HWL=467.5 LWL=465.5	RC	100	膜ろ過処理や滅菌を行い、自然流下方式で配水。
廻沢配水場	廻沢 (表流水)	—	HWL=102.3 LWL=100.6	RC	15	砂ろ過処理や滅菌を行い、加圧方式で配水。
桂島配水場	桂島 (地下水)	—	HWL=78.5 LWL=75.1	RC	110	自然流下方式で配水。
殿西ノ平配水場	殿西ノ平 (地下水)	—	HWL=92.5 LWL=90.0	RC	59	自然流下方式で配水。
朝比奈中央配水場	朝比奈中央 (地下水)	—	HWL=111.0 LWL=108.0	RC	97	自然流下方式で配水。
青羽根配水場	青羽根 (表流水)	—	HWL=376.45 LWL=374.45	RC	32	砂ろ過処理や滅菌を行い、低区には自然流下方式、高区には加圧方式により配水。
殿配水場(新設) 令和9年度予定	殿 (地下水)	—	HWL=48.0 LWL=43.0	RC	300	砂ろ過処理や滅菌を行い、加圧方式で配水。

*受水状況は大井川広域水道企業団からの受水を示します。基本受水量は19,300 m³/日ですが、本市の取水量と配水量のバランスを鑑み、受水量を15,800 m³/日としており、本市の一日水源能力73,650 m³のうち、受水の割合は約2割となっています。

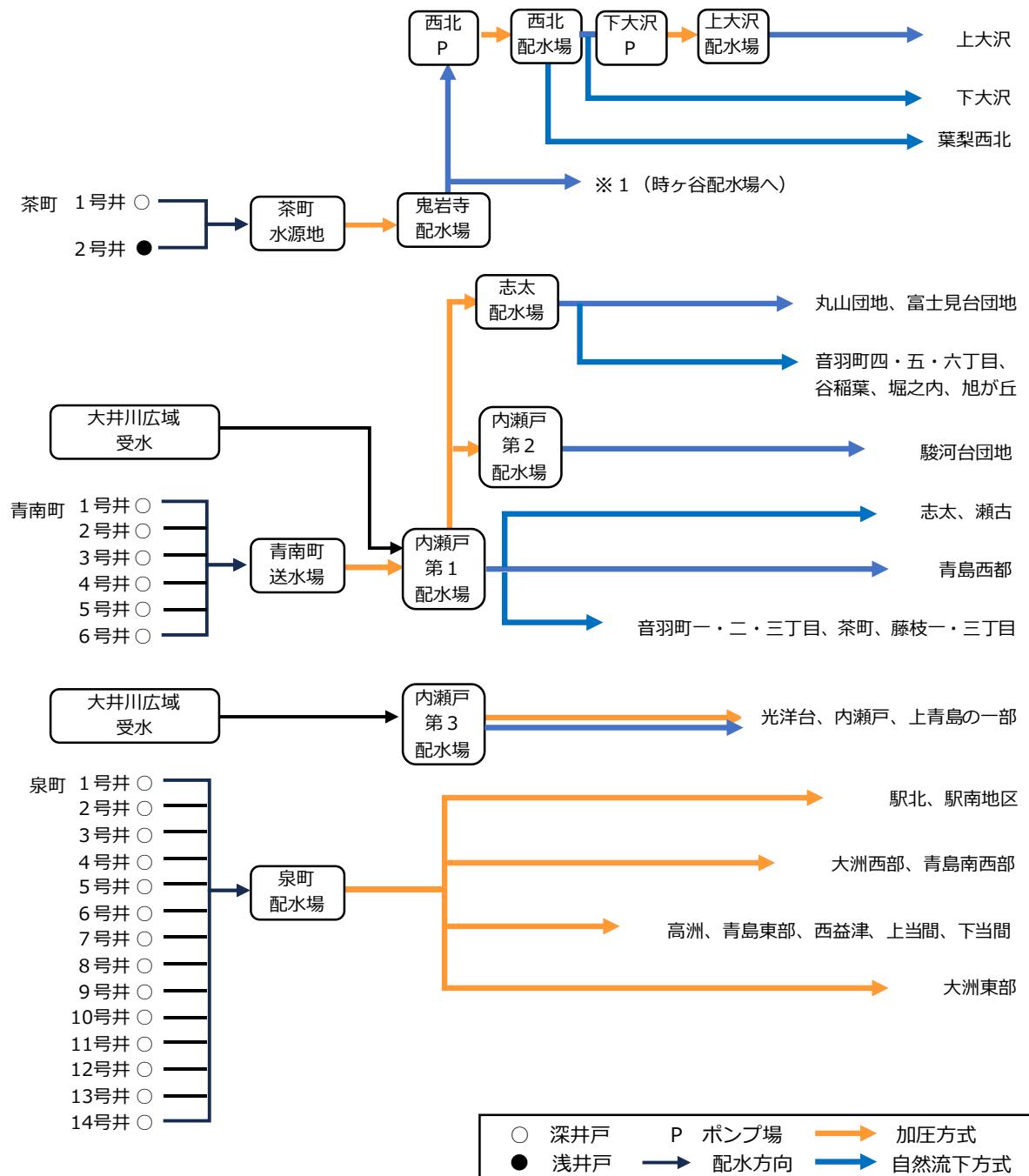
泉町配水場(No.2 配水池 着水井)



殿配水場(新設)

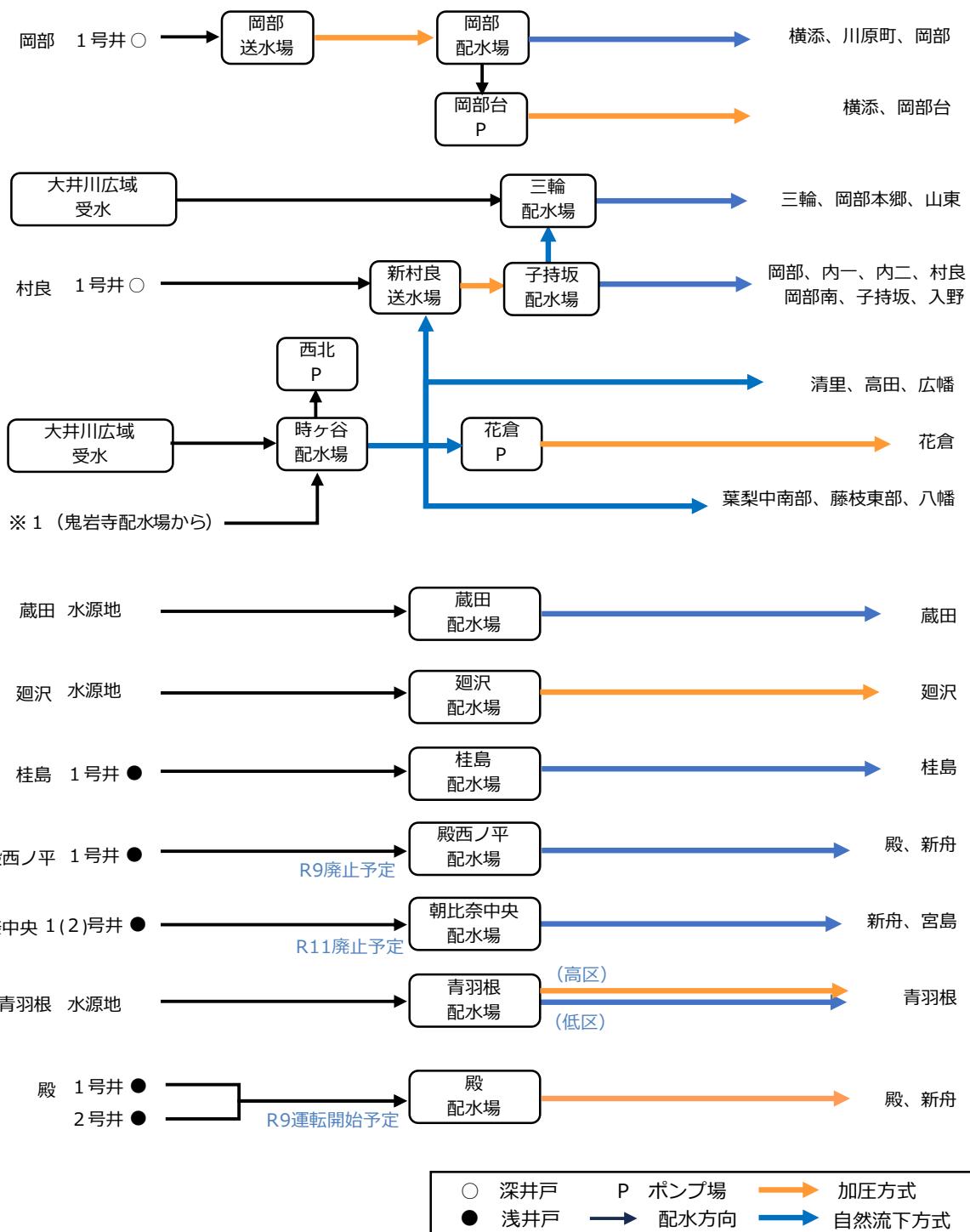


図 3.2 施設の系統図その1



出典：令和 6 年度版藤枝市水道事業年報（配水方式を加筆）

図 3.3 施設の系統図その2



出典：令和6年度版藤枝市水道事業年報（殿配水場の系統図、配水方式、運転開始・廃止の予定を加筆）

3.3.2. 管路の状況

本市では、主要な配水系統である泉町配水場から市内の約 50%以上の区域に配水しています。この区域は主に、最も重要な配水本管である東部幹線と西部幹線（図 3.5）の2系統により供給されており、災害時に断水した場合のバックアップ機能の確保を図るため、現状と同じ幹線同士をつなぐグループ化を維持しつつ配水本管の耐震化を進めています。

令和5年度末において、管路延長のうち、配水管が96.2%を占めており、送水管は2.6%、導水管は1.2%です。管種は、ダクタイル鋳鉄管が約2分の1を占め、ビニール管が約4分の1、ポリエチレン管が約5分の1となっています。

図 3.4 管路構成

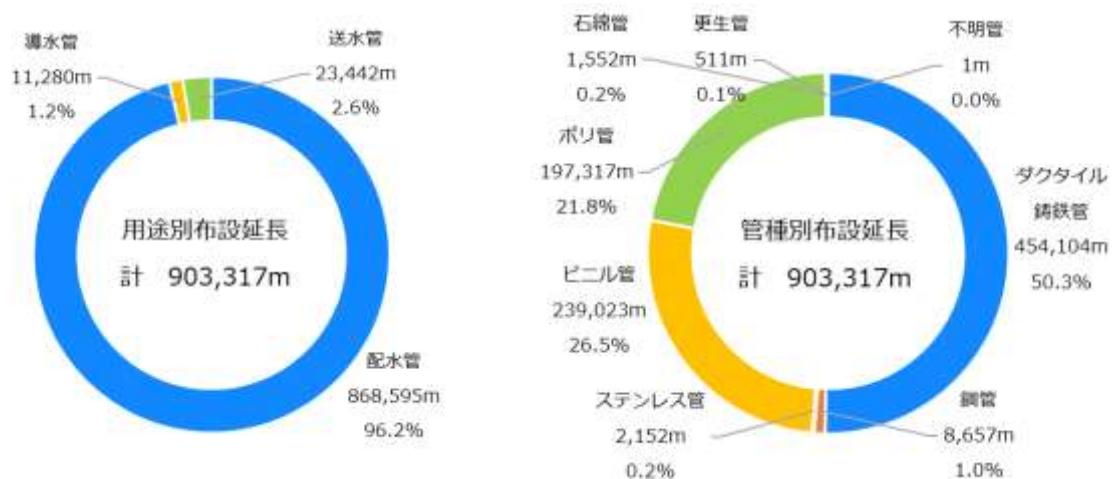
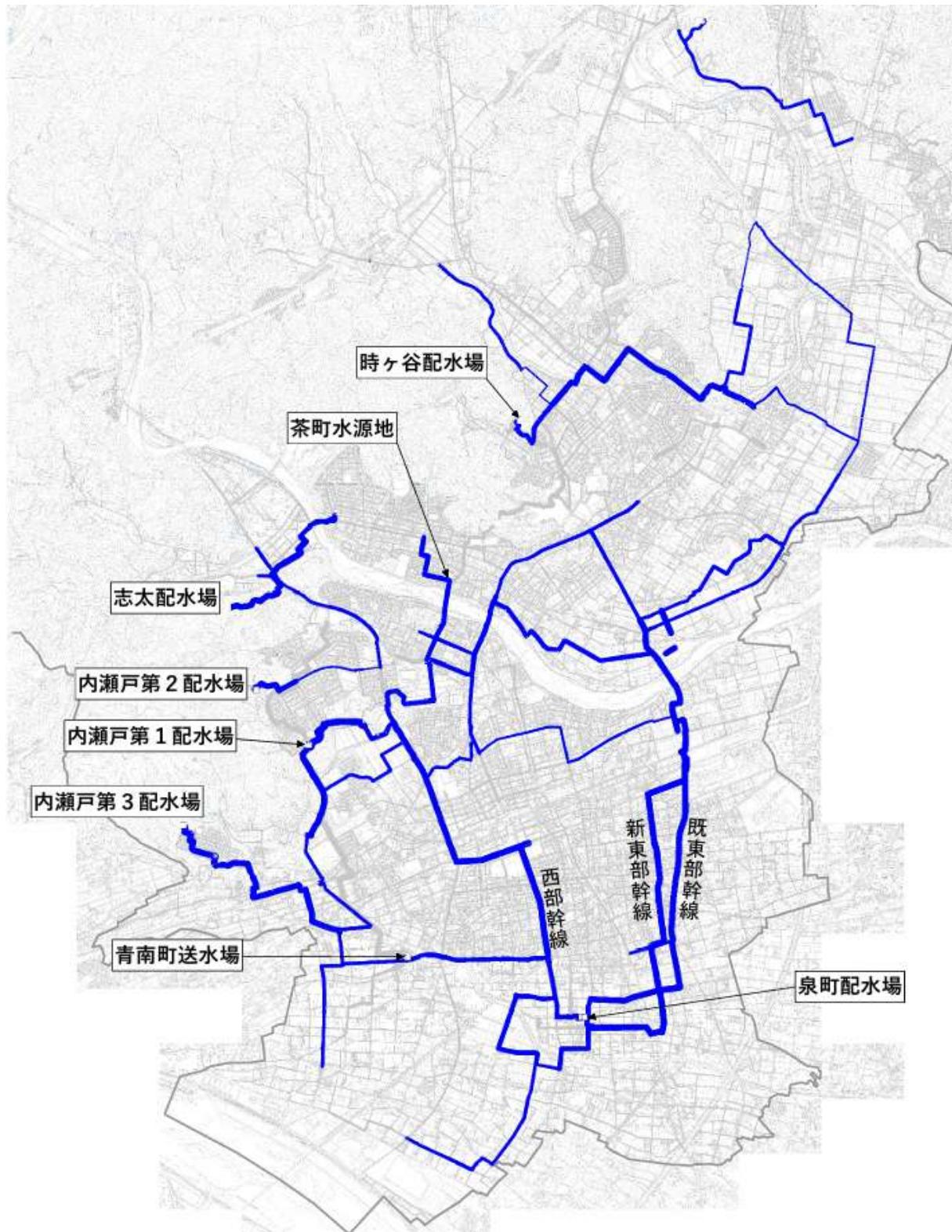


図 3.5 配水本管の配置状況(令和6年度)



3.4. 耐震化の状況

3.4.1. 水道施設の経過年数と耐震化の状況

表 3.6 に施設の経過年数と耐震化の状況を示します。

新村良送水場、茶町水源地の更新がそれぞれ令和元年度及び令和2年度に完了し、耐震性能を有していない施設については、廃止あるいは配水ルート変更等の対応方法を検討しています。

表 3.6 施設の耐震性能等

施設名	設置年度	有効容量 (m³)	構造	経過年数 ^{注)} (年)	耐震性 ^{注)}	備考
鬼岩寺配水場	昭和 47	2,000	PC	53	○	
泉町配水場 No.1	昭和 47	3,580	PC	53	○	
泉町配水場 No.2	昭和 50	3,580	PC	50	○	
時ヶ谷配水場	平成元	7,000	PC	36	○	
内瀬戸第1配水場 No.1	昭和 56	5,000	PC	44	○	
内瀬戸第1配水場 No.2	昭和 61	8,000	PC	39	○	
内瀬戸第2配水場	昭和 57	2,500	PC	43	○	
内瀬戸第3配水場	平成 12	2,600	PC	25	○	
西北配水場	昭和 48	240	RC	52	○	
上大沢配水場	平成 13	10	ステンレス	24	○※	
志太配水場	平成 22	2,500	PC	15	○	
子持坂配水場	昭和 50	1,500	PC	50	○	
岡部配水場	昭和 61	1,000	PC	39	○	
三輪配水場	昭和 63	2,000	PC	37	○	
茶町水源地 着水井	(昭和 36) 令和 2	100	RC	(64) 5	○	令和 2 年度更新
茶町水源地 ポンプ井	(昭和 36) 令和 2	200	RC	(64) 5	○	
青南町送水場 着水井	昭和 54	85	RC	46	○	
青南町送水場 ポンプ井	昭和 54	500	RC	46	○	
泉町配水場 着水井	平成 5	300	RC	32	○	
新村良送水場 ポンプ井	(昭和 50) 令和元	100 126	RC	(50) 6	○	令和元年度更新
蔵田配水場	(昭和 32) 平成 15	100	RC	(68) 22	○	平成 15 年度更新
廻沢配水場	平成 24	24	ステンレス	13	○※	配水池を使用せず、ステンレス 製パネルタンクからの配水ルート に変更

施設名	設置年度	有効容量 (m³)	構造	経過年数 ^{注)} (年)	耐震性 ^{注)}	備考
桂島配水場	昭和 60	110	RC	40	なし	廃止もしくは配水ルート変更予定（時期未定）
殿西ノ平配水場	昭和 39	59	RC	61	なし	廃止予定（令和 9 年度）
朝比奈中央配水場	昭和 56	97	RC	44	なし	廃止予定（令和 11 年度）
殿配水場（新設）	令和 9 予定	300	RC	—	○	令和 9 年度供用開始予定
青羽根配水場	(昭和 47) 平成 12	32	RC	(53) 25	○	平成 12 年度更新
西北ポンプ場	昭和 63	200	RC	37	○	
下大沢ポンプ場	昭和 48	7	RC	52	○	
岡部台ポンプ場	昭和 61	150	RC	39	○	

注) 経過年数は令和 7 年度を基準に算定しています。

注) 耐震性については南海トラフ地震にて想定される震度 7 程度に対し、生じる損傷が軽微な施設を○としています。

※ステンレス製パネルタンクの耐震性については、令和 4 年 6 月の水道施設耐震工法指針の改訂を受け、各事業者で判断を行います。

3.4.2. 管路の耐震化の状況

表 3.7 に示す管種の採用方針をもとに、ダクタイルではない鉄管、ビニル管は耐震性を有する管種への切り替えを進めています。令和 6 年度の導・送・配水管総延長は約 904 km であり、発生が想定される最大規模の地震動（参考震度 6 ~ 7 程度）に対しても損傷が軽微な L2 耐震管は全体の 25.2%、発生する可能性の高い規模の地震動（参考震度 5 ~ 6 程度）に対しても損傷が軽微な L1 耐震管は全体の 50.1%です。非耐震管は全体の 24.7% となっています。

表 3.7 管種の採用方針

種別	適用口径	材質
導 水 管	口径 150 mm 以上	GX 形ダクタイル鉄管 又は配水用ポリエチレン管
	GX 形規格のない口径	NS 形ダクタイル鉄管
送・配水管	口径 200 mm 以下	配水用ポリエチレン管
	口径 250 mm 以上	NS 形又は GX 形ダクタイル鉄管

図 3.6 導・送・配水管の管路耐震化率



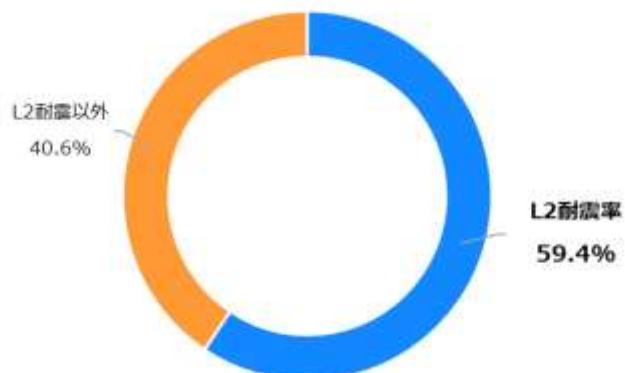
L2 耐震管：当該地区の設置地点にて発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さの地震動（参考震度 6～7 程度）に対し生じる損傷が軽微な水道管です。

L1 耐震管：当該地区の設置地点にて発生すると想定される地震動のうち、水道管の供用期間中に発生する可能性の高い地震動（参考震度 5～6 程度）に対し生じる損傷が軽微な水道管です。

基幹管路の令和 6 年度末の耐震化率は 59.4% です。

老朽管路の更新と基幹管路の耐震化について、実耐用年数による更新と、費用を平準化した管路更新計画を策定し、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）と重要給水施設（避難所等）への配水管の耐震化を優先し、令和 22 年度末までに基幹管路の耐震化率 100% を目指し、計画的な更新を進めていきます。

図 3.7 基幹管路の耐震化率



3.5. 水質管理の状況

3.5.1. 水質検査体制

水道水を安心して使用していただけたため、市では年度ごとに水道水質検査計画を策定し、水質検査を行っています。この水質検査計画と水質検査結果は、市ホームページにて公表しています。

山間部の表流水水源では、クリプトスピリジウム等の寄生性原虫が混入するリスクが高いとされています。本市では、原水のリスクレベルに応じた頻度でクリプトスピリジウムに関する水質検査を行っています。また、合わせてろ過装置の導入により、安全対策を強化しています。

水道水における有機フッ素化合物（PFAS）については、特に健康に悪影響を与えるとされる「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」が水質管理目標設定項目として規定されていることから、市民の健康と安全を確保するため、給水末端 15 地点及び水源 2 地点において、水道水に含まれる PFOS 及び PFOA の水質検査を定期的に行ってています。検査の結果、すべての地点で国の水質管理の暫定目標値を大幅に下回っています。PFOS 及び PFOA は、省令の改正により、令和 8 年 4 月 1 日から水道法の水質基準となり、水質検査が義務付けられます。

3.5.2. 水安全計画

令和 2 年の現基本計画の策定を受け、本市では、厚生労働省の「水安全計画策定ガイドライン」に基づき、水道水の品質の向上と、安全で安心な水道水を継続して安定的に供給できるよう、「藤枝市水安全計画」を策定し、その後令和 4 年 1 月に改訂して運用しています。水安全計画とは、水源から給水栓に至るすべての段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水を確実に供給できる水道システムを構築するものです。

3.5.3. 中央監視システム

安全・安心な水道水を供給するため、市内に点在する水道施設を一元監視する事ができる中央監視装置を茶町水源地内に設置しています。NTT 専用回線を利用し情報を集約するシステムを導入することにより、24 時間リアルタイムで運転状況を監視することができ、緊急時に対する迅速な対応や、運転状況データの収集解析を行うことで効率的な運転管理の徹底が図られます。災害発生時等の非常時には、職員間で施設情報を一度に共有することができ、適切な行動がとれるよう、大型ディスプレイで施設運転状況を表示することもできます。

また、山間地地区の水道施設は、クラウドにて運転状況を収集し監視するシステムと、電話回線を利用して伝送するシステムを併用して、施設の運転監視を行っています。

3.6. 防災対策の状況

3.6.1. 応急支援体制・応急給水

災害時における応急給水、物資供給、資材提供等の事業体間における相互支援体制は、日本水道協会により、「地震等緊急時対応の手引き（令和 7 年 3 月 31 日改訂）」に基づき、県支部から地方支部、全国規模までの支援体制が確立されており、本市は静岡県の中部地方支部に所属しています。また、静岡県は「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画（令和 3 年 3 月）」を策定しており、その中

で応急給水の流れと関係機関の役割を示しています。

想定される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合、迅速な応援要請と、各方面から供給される多くの人的支援や物資のスムーズな受け入れが早期の復旧に繋がります。また、市内全体で断水が発生した際には、市民の生命維持や生活のため、現状に応じた水量を給水する応急給水を実施します。円滑で効率的な給水活動のため、地元町内会や地元水道関係企業、関係機関との連携が重要となります。本市では、令和7年4月に震災時給水対策要綱を策定し、南海トラフ巨大地震等が発生した場合に給水対策を円滑に実施するために必要な事項を定めています。

表 3.8 震災時給水対策要綱(令和7年4月)による応急給水の期間と水量

時系列	期間	一人当たり水量 (L／日)	水量用途内訳	給水方法
第1次給水 (混乱期)	地震発生から 3日間	3	生命維持のため 必要最小限の量	<ul style="list-style-type: none"> ・自己貯水の活用 ・自主防災組織を中心とする給水 ・医療施設等の給水拠点を最優先した運搬給水
第2次給水 (復旧前期)	4日目から 7日目まで	3～20	調理・洗面等の 最低生活に必要な量	<ul style="list-style-type: none"> ・応援体制を確立し、給水拠点の拡大 ・運搬給水の増加 ・幹線復旧による給水拠点への仮設給水
第3次給水 (復旧後期)	8日目から 1か月まで	20～100	最低の入浴・洗濯に必要な量	<ul style="list-style-type: none"> ・支管復旧による仮設給水の拡大 ・運搬給水の縮小
第4次給水 (復興期)	1か月から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	<ul style="list-style-type: none"> ・管路復旧の進展による各戸給水 ・一部の復旧困難地域を除き、応急給水の終息

※応急給水に必要な水量（令和7年3月31日現在）

第1次給水 $139,290 \text{ 人} \times 3 \text{ L} \times 3 \text{ 日} \times 1 / 1,000 = 1,254 \text{ m}^3$

第2次給水 $139,290 \text{ 人} \times 20 \text{ L} \times 4 \text{ 日} \times 1 / 1,000 = 11,143 \text{ m}^3$



給水車



茶町水源地 45KVA 可搬型



3.6.2. 非常用発電設備の設置

長期の停電が続いた場合に備え、水源地及び井戸、送水場、配水場への自家発電設備の設置を進めています。

表 3.9 非常用発電機の設置(令和 7 年 4 月 1 日現在)

施設名	規格	数量	場所(年度) 他
茶町水源地	2.6KVA	2台	茶町 (H 4)可搬型 R7 更新予定
	4.5KVA	1台	茶町 (H21)可搬型
	45KVA	1台	茶町 (H26)可搬型
	400KVA	1台	茶町 (H 9)設置型 ガスタービン発電機
青南町送水場	60KVA	5台	2号井 (R 2)3号井 (R 3)5・6号井 (R 4)4号井 (R 6) 全て可搬型
	75KVA	1台	青南町 (H24)可搬型
	250KVA	1台	青南町 (S58)設置型 ディーゼル発電機
泉町配水場	45KVA	1台	9号井 (R 3)可搬型
	60KVA	6台	3・4号井(R2)6号井 (R 3)13号井 (R 4)1・12号井(R 6) 全て可搬型
	625KVA	1台	泉町 (S55)設置型 ディーゼル発電機
岡部送水場	45KVA	1台	岡部 (S63)可搬型
新村良送水場	200KVA	1台	1号井 (H 4)【旧村良送水場】設置型 ディーゼル発電機
	105KVA	1台	村良 (R 2)設置型 ディーゼル発電機
蔵田水源	25KVA	1台	蔵田 (R 1)可搬型
廻沢水源		1台	廻沢 (R 1)可搬型
桂島送水場		1台	桂島 (R 1)可搬型
青羽根水源		1台	青羽根 (R 1)可搬型
西北ポンプ場	90KVA	1台	北方 (H16)可搬型
岡部台ポンプ場	35KVA	1台	岡部台 (H 4)設置型 ディーゼル発電機
内瀬戸第1配水場	75KVA	1台	南駿河台(R6)設置型 ディーゼル発電機
内瀬戸第3配水場	65KVA	1台	光陽台 (H13)設置型 ディーゼル発電機

3.6.3. 防災対策の施策

本市では、防災対策として以下の施策を実施し、隨時見直しを行っています。

【災害時の対応】

- ・震災時給水対策要綱を策定しています。
 - ◆ [震災時給水対策要綱\(藤枝市上水道防災計画\)\(令和7年4月\)](#)
- ・藤枝市地域防災計画（令和7年3月）において、給水計画を策定しています。
 - ◆ [藤枝市地域防災計画\(令和7年3月\)](#)
- ・近隣水道事業体や関連団体との連携による、水道施設に被害が生じた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための相互支援が可能な体制が構築されています。また、地元水道関係企業と災害時の協力に関する協定を締結しています。
 - ◆ [日本水道協会静岡県支部水道震害等相互応援対策要綱](#)
(藤枝市地域防災計画(令和7年3月))
 - ◆ [水道災害時の協力に関する協定\(藤枝市地域防災計画\(令和7年3月\)\)](#)

【資機材等の備蓄】

- ・給水用の資機材を備蓄しています。
 - ◆ [藤枝市地域防災計画\(令和7年3月\)給水用機械器具一覧](#)
 - ◆ [藤枝市水道事業年報 災害対策用機器一覧表](#)
- ・地元企業との連携による、災害時にも資機材、飲料水の調達が可能な体制を構築しています。
 - ◆ [水道災害時の資材調達に関する協定\(藤枝市地域防災計画\(令和7年3月\)\)](#)

【災害対策の広報活動】

- ・災害時の水道について動画を作成し、市のホームページで公開しています。
 - ◆ [【概要版】いざという時どうする？災害時お水のおはなし](#)
 - ◆ [【資料編】飲料用簡易水槽の使い方\(【資料編】マンホールトイレの組立て方\)](#)
- ・毎年6月5日号の広報ふじえだ（水道特集号）にて安全・安心な藤枝の水道水を特集し、水道管の管理区分、家庭ができる漏水チェック手順などを掲載しています。
 - ◆ [6月5日号 広報藤枝\(水道特集号\)](#)

3.7. 事業の運営状況

3.7.1. 組織体制

令和7年4月1日現在、職員数は合計21名です（部長職及び再任用職員を除く）。年齢構成では、50代以上の職員が占める割合は24%です。

図 3.8 組織体制

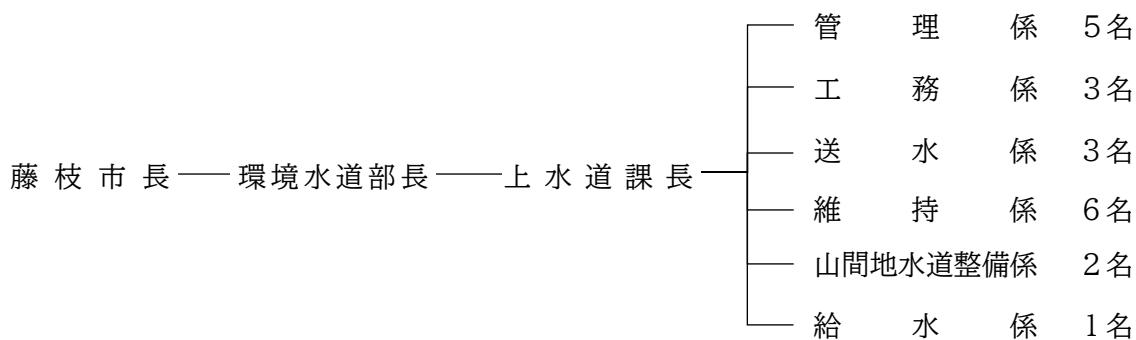


図 3.9 年齢別職員構成

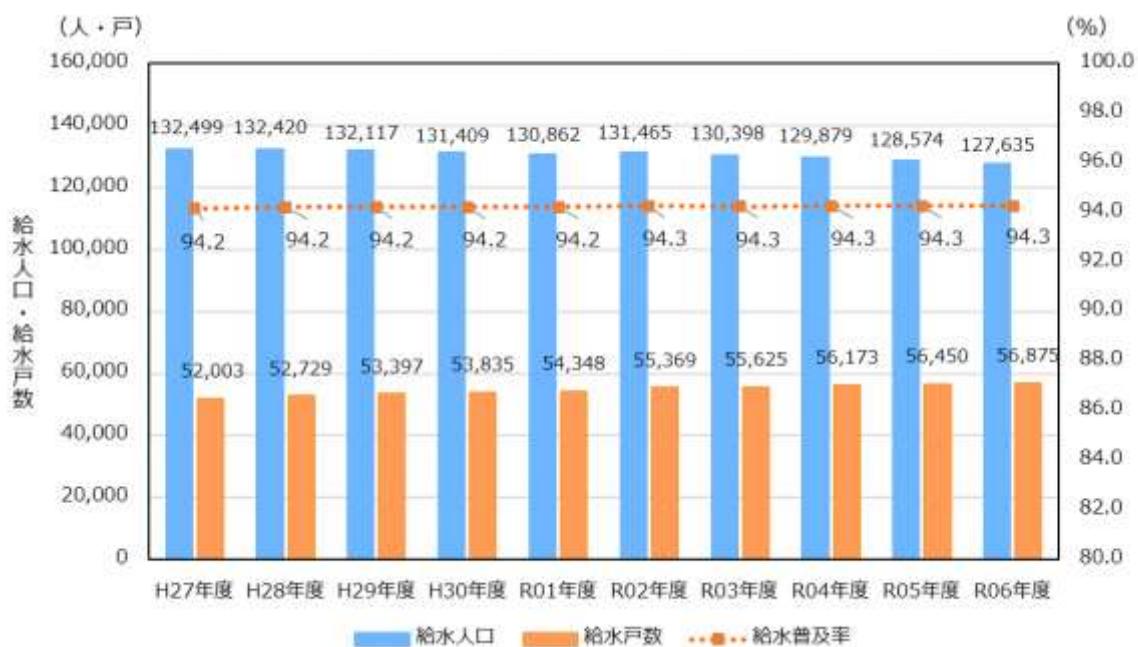


3.7.2. 水需要の状況

本市の給水人口、給水戸数、給水普及率の推移を示します。

給水人口はわずかに減少傾向です。一方、単身世帯の増加等から一戸当たりの人口が減少しているため、給水戸数は増加しています。行政区域内人口に占める給水人口の割合である給水普及率は、94%台でほぼ横ばいとなっています。

図 3.10 給水人口・給水戸数と給水普及率の状況

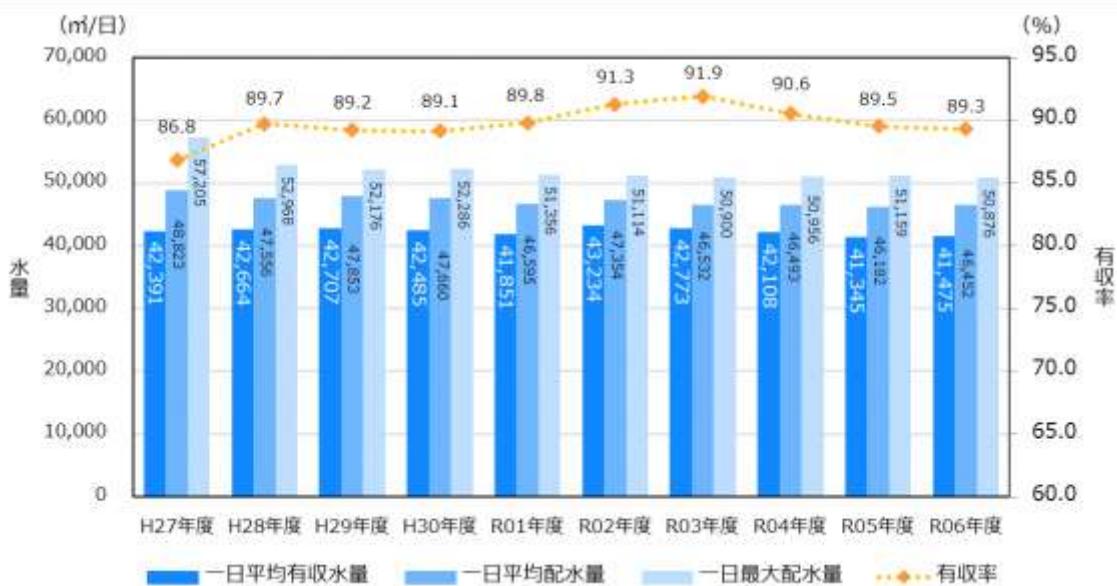


一日平均有収水量、一日平均配水量、一日最大配水量の推移を示します。このうち有収水量は、水道料金の対象となった水量を指し、家庭、事業所、工場などで使用された水の量です。有収水量は令和2年度に増加しましたが、令和3年度以降は概ね減少傾向となっています。有収水量の減少は、給水収益の減少につながります。

配水量に対する有収水量の割合である有収率は、基幹管路の耐震化や管路維持管理業務委託による漏水調査などを行い、漏水被害の抑制に努めていますが、工事に伴うドレン作業や消火活動による使用水量等も影響し、令和3年度以降は低下傾向です。

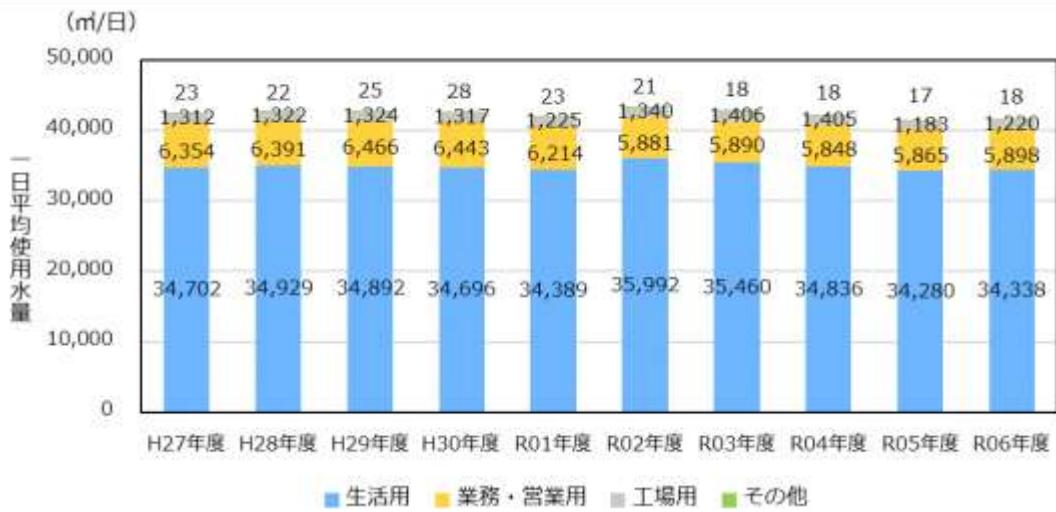
- 一日平均有収水量：水道メーターで検針された年間総水量を一日当たりに平均した水量
- 一日平均配水量：年間の総配水量を一日当たりに平均した配水量
- 一日最大配水量：年間で記録した中で一日当たり最大の配水量

図 3.11 一日当たり給水量と有収率の状況



一日平均使用水量の内訳を、生活用水量、業務・営業用水量、工場用水量、その他に分けて示します。生活用水量は令和2年度、令和3年度に増加しましたが、それを除くと緩やかな減少傾向となっています。業務・営業用水量は令和元年度から令和2年度にかけて減少幅が大きくなりましたが、その後はほぼ一定となっています。工場用水量は令和5年度に前年度から減少しましたが、令和6年度はわずかに増加しています。令和2年度、令和3年度までは新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化、令和5年度の工場用水量については、市場環境の変化に対応した影響によるものと推測されます。

図 3.12 用途別使用水量



3.7.3. 財務の状況

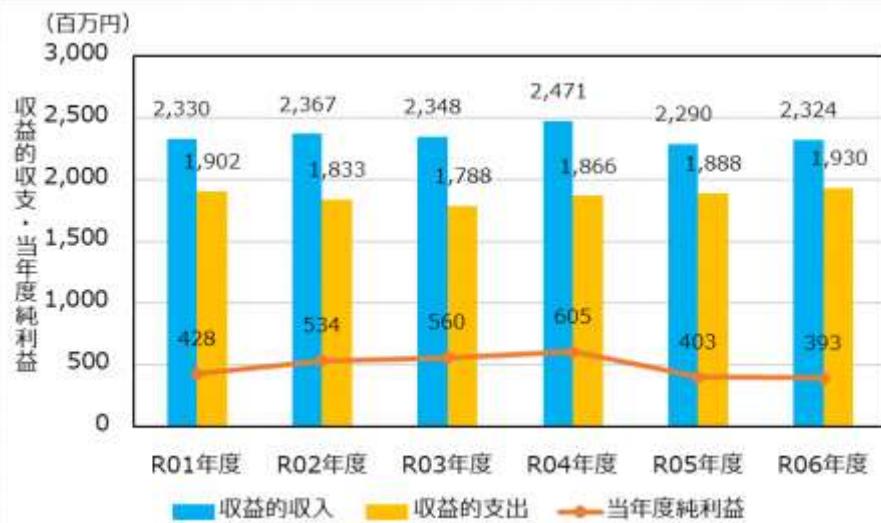
本市の水道事業に係る収益的収支と当年度純利益の令和元年度からの推移を示します。

収入のほとんどは給水収益であるため、収入の変化は有収水量の変化と同様の傾向を示します。令和4年度の収入増は、当該年度限定の「修繕引当金」戻入益によるものです。令和6年度は有収水量が前年度よりわずかに増加したこと等から、前年度より収入が増加しています。

費用は令和3年度以降増加傾向で、内訳では、修繕費、委託費、動力費が増加傾向となっており、

物価高騰や人件費の増加の影響がみられます。令和6年度は前年度比で収入増を費用増が上回り、当年度純利益は前年度から減少しています。

図 3.13 収益的収支



収益的収支：日々の事業を運営するための活動に伴う収支のこと。

収益的収益：料金収入など営業収益と、一般会計繰入金など営業外収益との合計。

収益的費用：職員給与費や材料費などの維持管理費・減価償却費など営業費用と企業債利息など営業外費用の合計。

当年度純利益：収益から費用を差し引いたもの。

本市の水道事業に係る資本的収支と内部留保資金残高の令和元年度からの推移を示します。令和6年度時点の内部留保資金残高は約25億円です。

図 3.14 資本的収支と内部留保資金残高



- 資本的収支：主として施設の建設に伴う収支のこと。
- 資本的収入：施設の建設に充当する収入のこと。企業債、工事負担金、補助金等による。
- 資本的支出：施設の建設に伴う支出のこと。委託料、工事請負費、固定資産購入費、人件費、企業債償還金等による。
- 内部留保資金：経営活動による収益的収支で生じた利益の積立、減価償却費等の現金支出を伴わない費用の計上により生じた資金で、将来の水道施設整備の財源として使用される。

事業費の財源として借り入れる企業債借入額と企業債残高の推移を示します。毎年企業債の借入を行っていますが、企業債残高は減少傾向です。

図 3.15 企業債残高と企業債償還金



3.7.4. 水道料金

本市の水道料金は、基本料金と従量料金の合計で算出されます。旧岡部町（岡部地区）の水道料金は、平成25年4月1日より藤枝市（藤枝地区）の水道料金と統一しています。また、令和2年4月1日の簡易水道事業の統合により、旧簡易水道の料金も統一しています。水道料金は平成25年4月1日の料金改定以降は値上げを行っておらず、平成26年4月1日及び令和元年10月1日に消費税率が改定されて現在に至っています。

国によるキャッシュレス化の推進が進められる中、本市においても水道使用者の支払い利便性向上のため、令和2年より、水道料金のキャッシュレス決済に対応しています。

表 3.10 水道料金

(単位：円) (消費税 10%含む)

区分	口径	基本料金	従量料金 1 m ³ あたり
一般用	13mm	10 m ³ まで 1,056	11 m ³ ～ 25 m ³ 140.80
	20mm	10 m ³ まで 1,342	26 m ³ ～ 50 m ³ 151.80
	25mm	10 m ³ まで 1,562	51 m ³ ～100 m ³ 163.90
	30mm	水量なし 1,375	101 m ³ 以上 181.50
	40mm	水量なし 2,376	
	50mm	水量なし 5,192	
	75mm	水量なし 10,373	
	100mm	水量なし 19,129	
	125mm	水量なし 32,164	
	150mm	水量なし 50,391	
浴場 営業用	各口径共	水量なし 1～100 m ³ まで 101 m ³ 以上	140.80 151.80

※基本料金は 1 か月分 (令和 7 年 4 月 1 日時点)

3.8. 経営指標による現状評価

3.8.1. 経営の状況

表 3.11 に令和元年から令和 6 年の経営指標を示します。全般に、経営状況を示す各指標は高い健全性を示しています。今後も引き続き、給水収益の減少や自然災害リスク、更新需要の増大に対応するため戦略的な経営を行います。

経営指標から整理した経営の健全性、効率性を以下に示します。なお、類似団体とは、末端給水事業のうち、現在給水人口規模が 10 万人以上 15 万人未満である団体を指します（区分 A3）。

- ①経常収支比率は、継続して 100% 以上であり基本的に健全経営といえます。令和 3 年度以降は、漏水件数の増加に伴う修繕費の増加等による費用の増加により低下傾向です。
- ②累積欠損比率は、欠損金が生じていないため、継続して 0 であり問題はありません。
- ③流動比率は、類似団体平均値より低くなっていますが、継続して 200% を超えており支払能力に問題はありません。
- ④企業債残高対給水収益比率は、計画に基づく新規借入を継続的に実施しているため、類似団体平均値より高くなっています。令和 2 年以降企業債残高は年々減少しており、継続して計画的な償還に努めます。
- ⑤料金回収率は、継続して 100% 以上ですが、令和 3 年度以降は給水原価の増加により低下傾向です。
- ⑥給水原価は、良質な原水に恵まれ類似団体平均値より低くなっていますが、修繕費など費用の増加により上昇傾向です。

- ⑦施設利用率は、配水量の減少によりわずかに低下傾向です。
- ⑧有収率は、基幹管路の耐震化や管路維持管理業務委託による漏水調査などを行い、漏水被害の抑制及び調査結果に伴う修繕に努めているものの、工事に伴うドレン作業や消火活動による使用水量等も影響し、令和3年度以降は低下傾向です。引き続き、早急な漏水対応に努め有収率の向上を図ります。

3.8.2. 水道施設の健全度

本市が運用している水道施設の健全度や更新の状況については、全般に水道施設の老朽化はまだ途上であり、更新等も進んでいます。しかし、今後も施設の健全度を維持するためには、アセットマネジメントによる長期的視点に立った計画により継続して投資を行う必要があります。経営指標から整理した水道施設の健全度は以下に示します。

- ①有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値より低く、類似団体と比べると施設の更新が進んでいます。しかし数値は毎年上昇しており、施設や管路の更新を計画的に行う必要があります。
- ②管路経年化率は、水道事業の拡張時期に集中的に布設した管の更新が、40年経過した現在、まだ追いついていないため、毎年上昇しています。そのため老朽管の更新を計画的に行い改善していく必要があります。
- ③管路更新率は、口径の大きい導・送水管の更新を重点的に行うなど更新は計画的に進んでいるものの、低い水準にとどまっています。今後も耐震性の向上や老朽管の更新を積極的に行う必要があります。

3.8.3. 全体総括

経営の健全性については、経常収支比率や料金回収率が100%以上であり、経営は安定していますが、令和3年度以降は、給水収益の減少と、漏水件数の増加に伴う修繕費の増加等による費用の増加により、経常収支比率、料金回収率は低下傾向です。また、漏水被害及び工事等に伴うドレン作業や消火活動による使用水量等により有収率も低下傾向となっています。

老朽化の状況については、有形固定資産減価償却率及び管路経年化率が微増傾向にあることに加え、類似団体平均値と比べて、管路経年化率は高く、管路更新率は低いため、計画的に施設や管路の更新を行っていく必要があります。

今後は人口減少による料金収入の減少、物価上昇等による費用の増加、施設・管路の更新費用の増加が見込まれることから、事業全体の経営状況を常に意識し、給水収益による黒字経営の維持、管路・施設の老朽化対策と災害等のリスク管理に重点を置き、安定した経営の維持に努める必要があります。

表 3.11 経営比較分析表(令和6(2024)年度決算)

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用 資金不足比率	水道事業	末端給水事業	A3	非設置
—	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1社20m ² 当たり施設料金 (円)	70.29
—	91.63	2,464	—	—

1. 経営の健全性・効率性



3.9. 経営健全化の取組

水道事業の経営の効率化のため、本市水道事業が行っている取組を示します。

3.9.1. 民間活力の活用

現在は、検針・収納、施設の維持管理、漏水調査の三つの業務を民間に委託しています。今後、さらに安定した経営の実現に向け、下水道事業において導入の検討を進めているウォーターPPPについて、上水道事業への導入の可能性を検討するため、情報収集に努めています。

3.9.2. 水道施設の効率化

水道施設の効率化については、以下を実施・検討しています。

- ・自己水源を最大限に活用するため、大井川広域水道企業団と協議を行い、最低限必要となる受水量に減らす決定をしました。
- ・配水エリアの効率的な水の運用を図るため、大井川広域水道企業団からの受水点を三輪配水場から子持坂配水場への変更を検討しています。
- ・岡部配水場給水区域のより一層の水質向上を図るため、受水については岡部送水場取水井戸から、子持坂配水場に変更する事を検討しています。
- ・耐震性能を持たない配水施設について、廃止もしくは配水ルートの変更による対応を検討しています。

3.9.3. 広域化の検討

静岡県が主導する広域化の検討会が年間2～3回実施されており、本市も参加しています。

本市は、豊富な自己水源を有効活用することにより、現時点での経営は安定化が図れているため、広域化はしませんが、共同事務の連携については継続して検討しています。

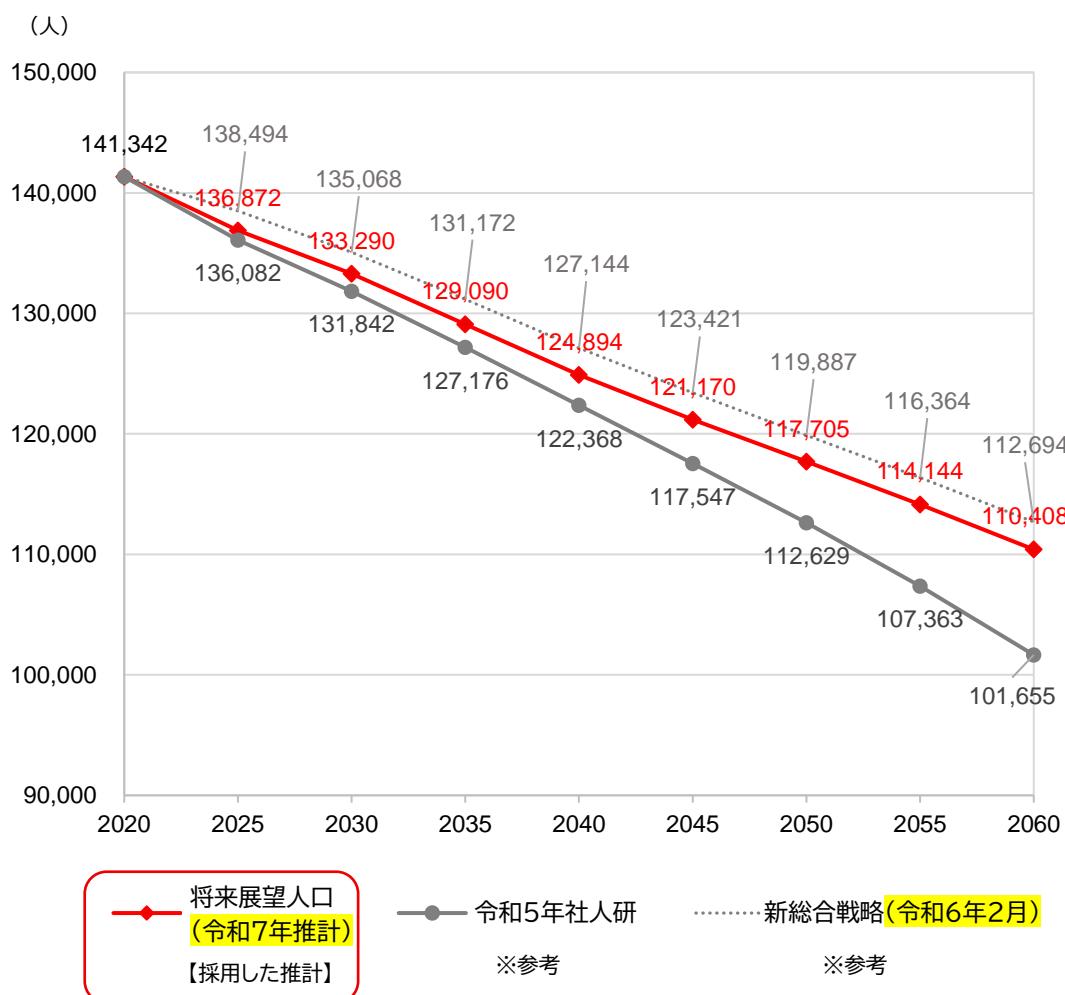
4. 水道事業の将来見通しと課題

4.1. 本市水道事業を取り巻く環境

4.1.1. 人口減少と有収水量の減少

本市の将来展望人口（行政区域内人口）（令和7年推計）を以下に示します。行政区域内人口は今後も減少が続き、人口減少は藤枝市新総合戦略（令和6年2月）における推計より早く進むと予想されています。

図 4.1 藤枝市の将来展望人口「第6次総合計画(新総合戦略)」より



本市水道事業の将来の給水人口と水需要について、過去の給水率、給水量等の実績から予測を行った結果を示します。給水人口は行政区域内人口の減少に伴い減少傾向です。一世帯当たりの人員の減少は一人当たりの使用水量を増加させる傾向がありますが、節水機器の普及等による水使用量の減少と相まって、家庭での一人当たりの使用水量は減少もしくは横ばいと予想されます。したがって、生活用水量は給水人口の減少にともない減少傾向と予想されます。業務・営業用水量、工場用水量、その他の用途別水量も明確な増加を見込む要素がないため、有収水量は減少傾向が続く見込みです。

水需要の減少は料金収入の減少につながるとともに、水道施設の規模が過大になるなど効率性の低下が懸念されます。そのため、今後安定した水の供給を維持するために必要な施設の維持・更新は、優先順位をつけて効率的に行う必要があるとともに、水道施設の更新の際に、水需要の減少に応じた規模の適正化を図るなど、効率的な施設整備を進める必要があります。

図 4.2 人口の推移の実績と見通し

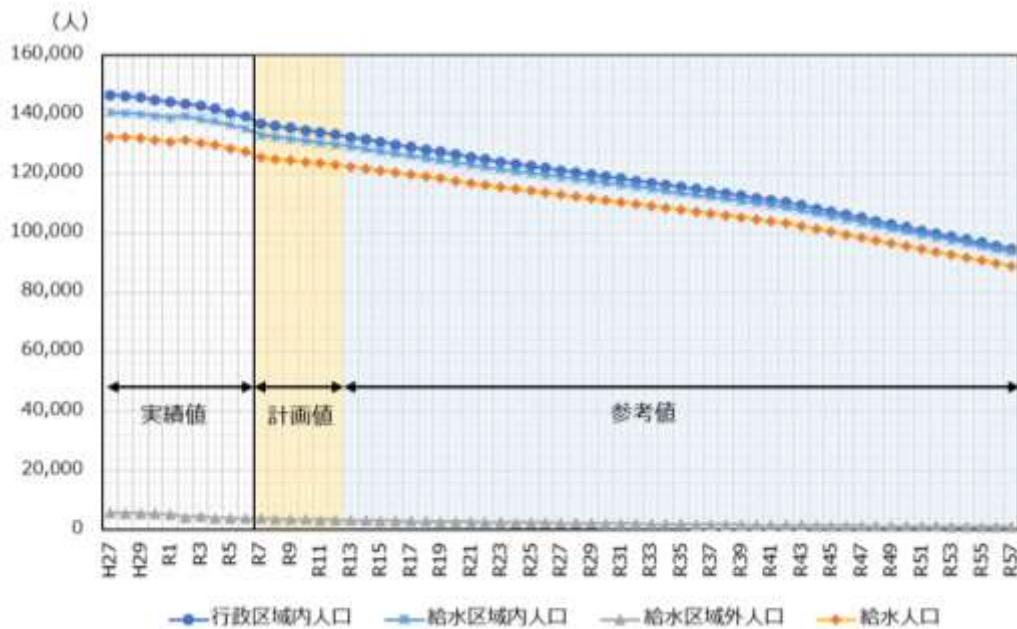


図 4.3 給水量の実績と見通し(生活用水量、業務・営業用水量、工場用水量、その他用水量、一日平均有収水量、一日平均給水量、一日最大給水量)(m³/日)

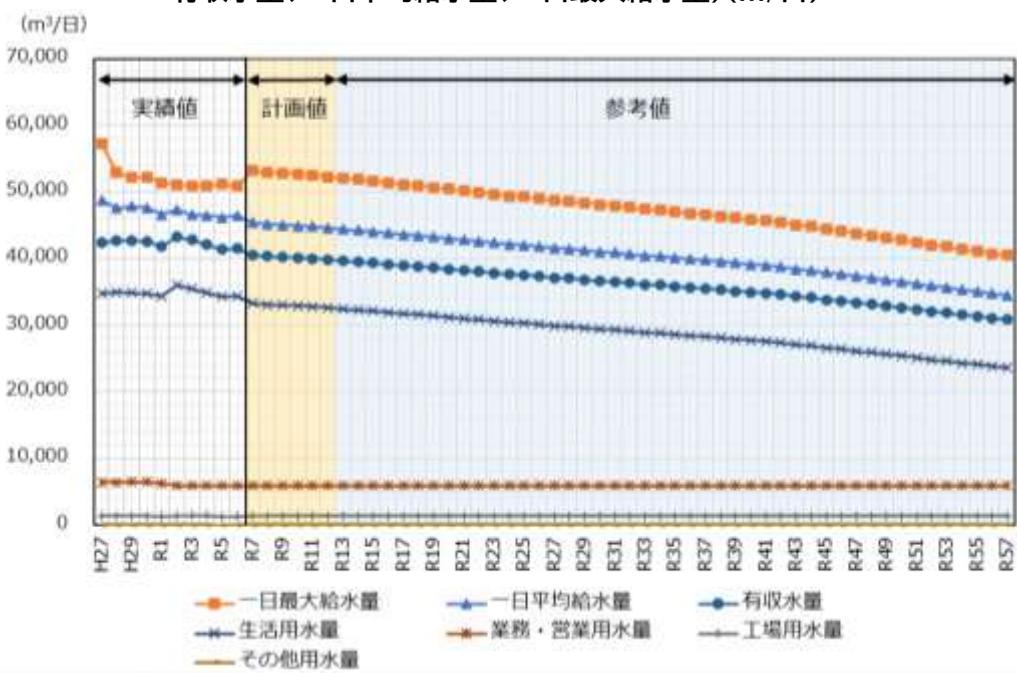
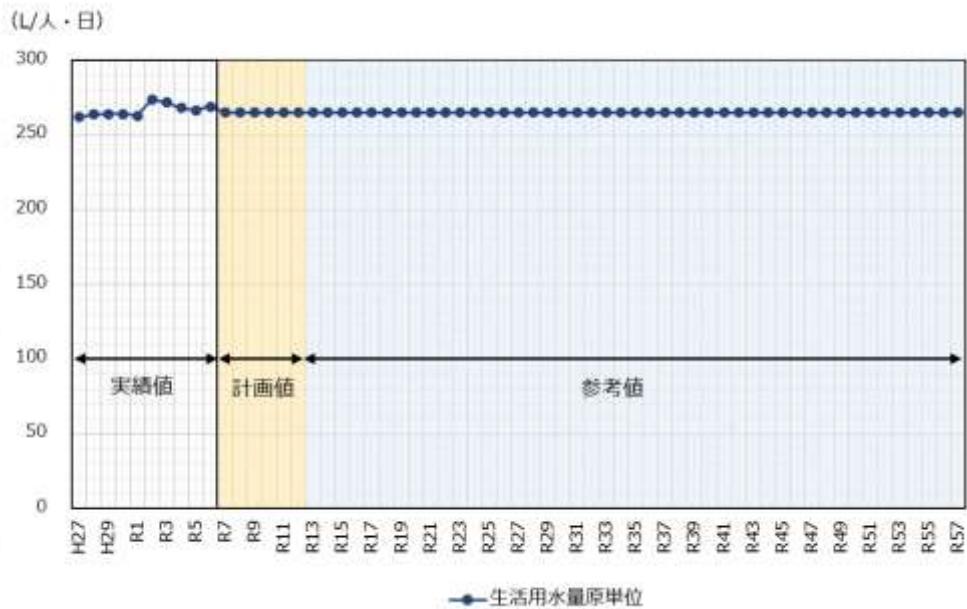


図 4.4 生活用水量原単位の実績と見通し(L/人・日)



4.1.2. 料金収入の減少

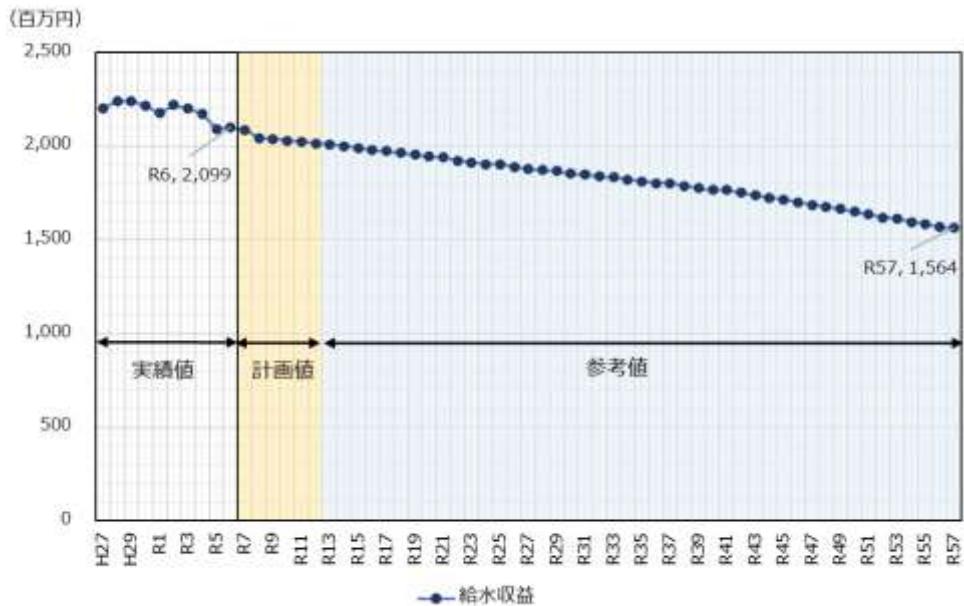
平成 27 年度から令和 6 年度の料金収入の実績と、将来における料金収入の見通しを示します。計画値・参考値は令和 6 年度の供給単価の実績値 138.64 円と有収水量の推計値を乗じて算出しています。料金収入は有収水量の減少に伴い減少傾向が続く見込みです。

令和 57 年までの長期予測においても減少傾向は継続し、令和 57 年の給水収益の推計値は 1,564 (百万円) となり、令和 6 年度の給水収益からの減少幅は 535 (百万円)、率にして 25.5% に達する見込みです。水需要の減少を踏まえた維持管理費用、施設及び管路更新、将来の水需要に適した施設の統廃合等の事業費を適切に反映した経営シミュレーションを行い、安定した事業経営の維持のために必要な料金収入を算定し、料金設定について継続的に検討及び検証を行っていく必要があります。

図 4.5 料金収入の実績と見通し



図 4.6 料金収入の長期見通し



4.1.3. 水道施設の更新需要の増大

水道施設及び管路の老朽化に伴う事故を防ぐため、水道施設、電気機械設備は適切に更新することが重要です。管路については、管路全体に占める耐用年数を超えた管路延長の割合である管路経年化率が年々上昇しており、これに対応する必要があります。

本市ではアセットマネジメントにより、投資額を平準化した更新計画を策定しており、計画に従って更新を実施しています。今後も適正な更新を継続するとともに、適切な点検・維持管理による長寿命化を図ります。また、将来の水需要の減少を加味し、更新時期に合わせて施設規模を見直し、水需要に合わせた施設更新を行うことも重要です。

本市の自己水源として重要な役割を担う水源井戸は、近年老朽化の進行が顕著であり、ストレナーの目詰まり等により、今後の計画的な取水量確保に懸念があります。自己水源の活用にあたり、これらの井戸の、重要度や劣化度の判定から優先度を評価し、今後計画的に更新を進めています。

4.1.4. 受水量の見直し

大井川広域水道企業団からの受水量を段階的に減少させ、自己水源の活用を図ります。大井川広域水道企業団は、今後施設の更新を計画しており、令和6年3月に大井川広域水道用水供給事業施設更新新実施計画を策定するとともに、受水団体と将来の水量等に関する合意文書を締結しました。表4.1は各受水団体の現在の基本水量及び使用水量と、新実施計画における更新基本水量を示します。また、表4.2に本市の受水点における供給水量と更新施設供給開始予定期（供給計画）を示します。

大井川広域水道企業団からの市内の受水点は、内瀬戸第1配水場、時ヶ谷配水場、内瀬戸第3配水場、三輪配水場の4配水場ですが、より配水エリアの効率的な水の運用を図るため、受水点を三輪配水場から子持坂配水場への変更を予定しています。三輪配水場から子持坂配水場へは、令和29年度から令和38年度までの更新施設の供用開始予定期間に応じて切り替えます。(出典：大井川広域水道用水供給事業の水道施設の更新に伴う施設規模の基となる供給水量に関する覚書、別表2 供給計画等)

大井川広域水道企業団からの受水費は二部料金制で、既存施設に対する基本料金と、使用水量に応じて変動する使用料からなっています。令和11年より、既存施設に対する基本料金、更新施設に対する基本料金と、使用水量に応じて変動する使用料からなる三部構成に変更となる予定です。更新基本水量を必要量とすることにより、本市の受水費は減少する見込みです。現在の料金は平成29年に改定が行われており、令和8年度以降に料金改定が予定されています。

表 4.1 大井川広域水道企業団構成団体の基本水量と使用水量の現状と更新に伴う計画水量

構成団体	現状		更新基本水量 (m ³ /日)
	基本水量 (m ³ /日)	使用水量 (m ³ /日)	
藤枝市	19,300	15,800	8,100
島田市	12,000	8,100	14,530
焼津市	24,900	8,700	5,600
御前崎市	15,000	13,000	14,510
菊川市	23,600	19,000	21,330
牧之原市	9,000	7,700	18,600
掛川市	56,900	46,000	49,920
合 計	160,700	118,300	132,590

・昭和60年4月から給水開始

・更新基本水量は令和5年度策定の施設更新実施計画の水道施設更新に伴う施設規模の基となる供給水量
出典：大井川広域水道用水供給事業の水道施設の更新に伴う施設規模の基となる供給水量に関する覚書

(令和6年3月25日)

大井川広域水道用水供給事業施設更新実施計画（概要版）（令和6年3月）

表 4.2 大井川広域水道企業団供給計画等(藤枝市)

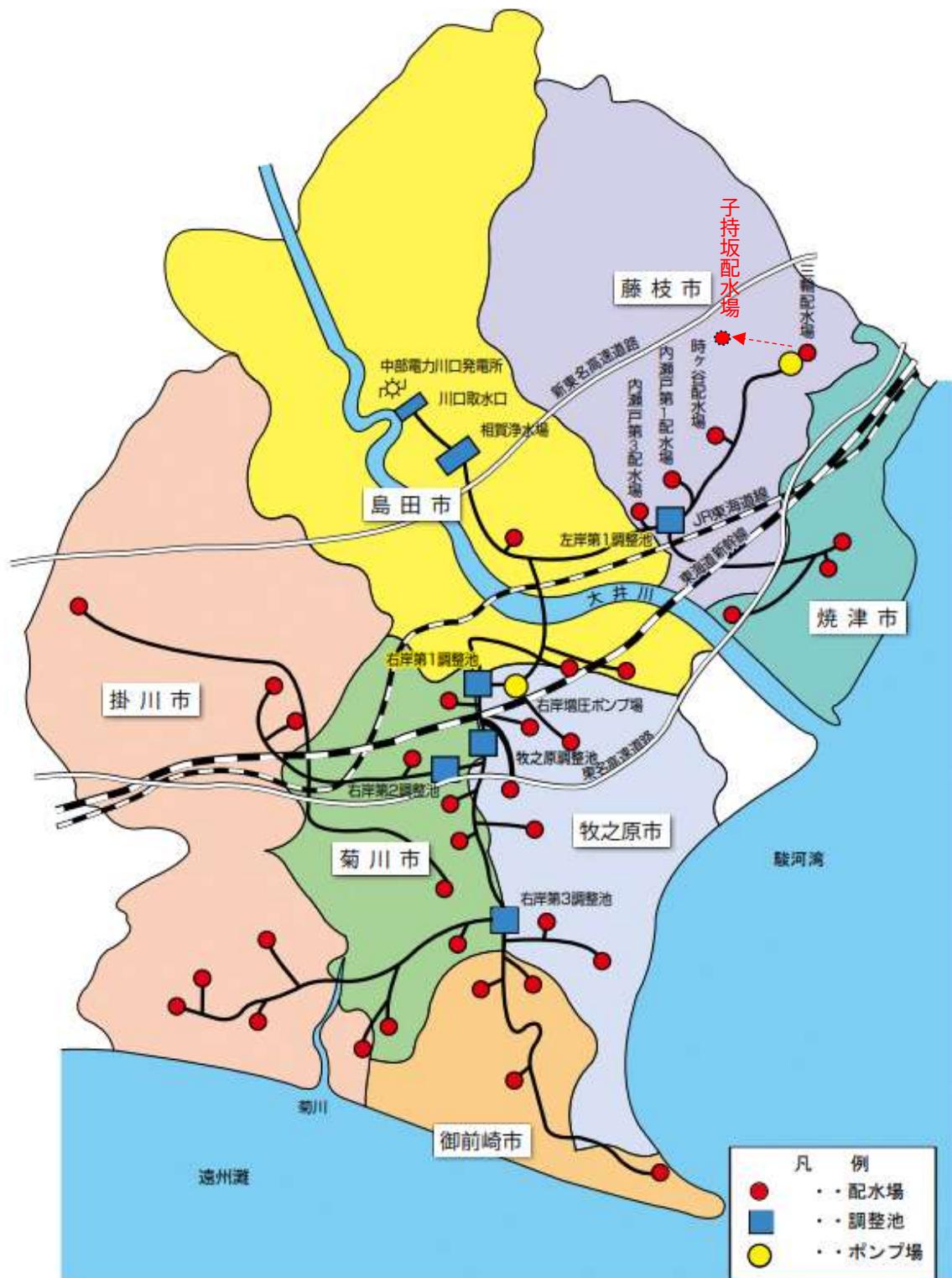
供給地点 (受水点)	受水点における供給水量 (m³/日)						更新 基本水量 (m³/日)	更新施設供給 開始予定時期 (年度)
	令和 11(2029) 年度から 令和 13(2031) 年度まで	令和 14(2032) 年度から 令和 18(2036) 年度まで	令和 19(2037) 年度から 令和 28(2046) 年度まで	令和 29(2047) 年度から 令和 38(2056) 年度まで	令和 39(2057) 年度から 令和 48(2066) 年度まで	令和 49(2067) 年度から 令和 52(2070) 年度まで		
藤枝市合計	9,000	9,000	8,700	8,100	7,400	6,600	8,100	
内瀬戸第1	3,500	3,500	3,300	1,100	1,000	900	1,100	令和 38(2056)
内瀬戸第3	700	700	700	600	600	500	600	令和 44(2062)
時ヶ谷	3,800	3,800	3,700	3,400	3,100	2,800	3,400	令和 38(2056)
(新規)子持坂	-	-	-	3,000	2,700	2,400	3,000	令和 38(2056)
三輪	1,000	1,000	1,000	-	-	-	-	-

・受水点における供給水量は、更新施設の供用開始予定期間に応じて、段階的に更新基本水量へ切り替えます。

出典：大井川広域水道用水供給事業の水道施設の更新に伴う施設規模の基となる供給水量に関する覚書

（令和 6 年 3 月 25 日）（内瀬戸第 1 配水場は、出典資料では内瀬戸と表記）

図 4.7 大井川広域水道給水区域図



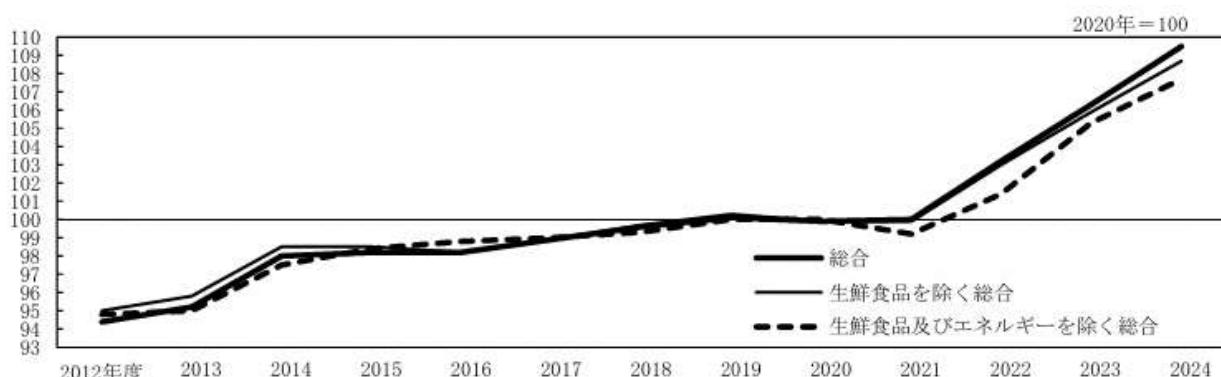
出典：令和 6 年度版 藤枝市水道事業年報、受水点の変更を加筆

4.1.5. 経営戦略の見通し

水道事業を取り巻く環境の変化の一つが物価の上昇です。物価はこれまで緩やかに上昇していましたが、近年その上昇速度が大きくなっています。消費者物価指数（総合指数）の基準を2020年を100とすると2024年の平均は109.5となっており、4年間で9.5%、年平均でおよそ2.4%上昇しています。物価の上昇は給水のための動力費や薬品・材料費等の諸費用だけでなく、老朽化への対応のための施設や管路の更新費用にも大きく影響します。

人口減少による料金収入の減少、受水量の見直しによる受水費の減少、物価上昇等による将来の更新費及び維持管理費の支出の増大を反映した経営戦略を策定する必要があります。また、外部環境の変化に応じ、策定した経営戦略は適切に見直す必要があります。財政収支の見通しの詳細は、第7章経営戦略に示します。

図 4.8 消費者物価指数の動き



出典：2020年基準消費者物価指数、 総務省報道資料（令和7年4月18日）

4.1.6. 自然災害

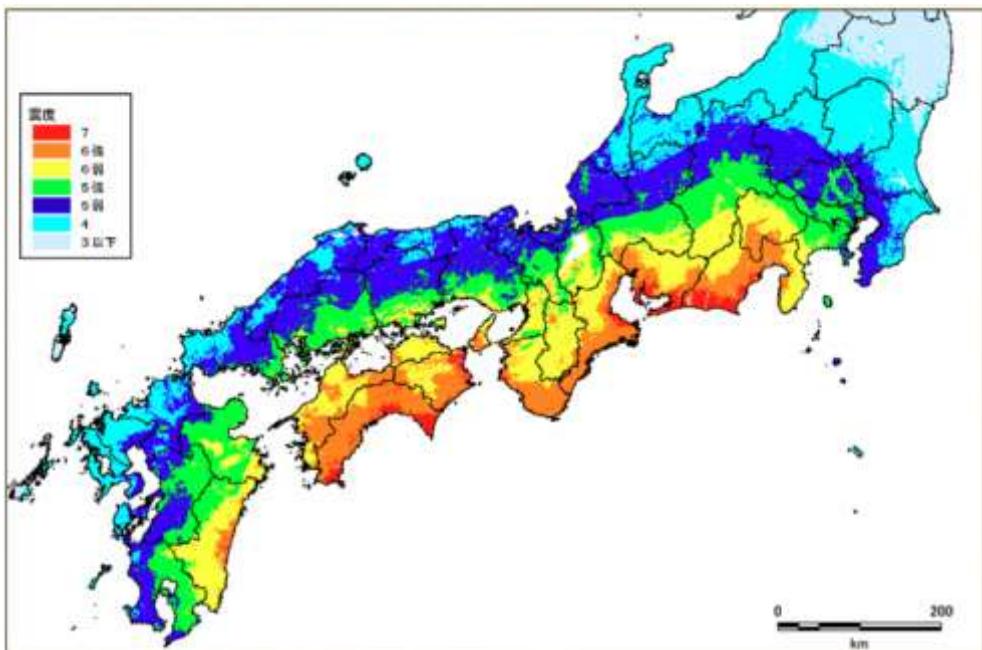
水道事業に影響を及ぼす自然災害には、地震、台風・豪雨等の水害、火山噴火等が挙げられます。

東日本大震災では約250万戸以上が断水し、地震と津波の被害で水道施設が広範囲に損傷しました。本市を含む東海地方では、将来南海トラフ巨大地震、首都直下地震、相模トラフ沿いの地震等が想定されています。南海トラフ巨大地震については、静岡県が被害想定を公表しているほか、政府の中央防災会議が、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（南海トラフ巨大地震）が発生した際の被害想定の調査・分析を行い、令和7年3月に公表しています。この想定によれば、南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域は震度6強から6弱の強い揺れになると想定されています。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波襲来が想定されています。

気候変動影響によると考えられる豪雨災害の頻度も全国的に上昇しています。豪雨災害では、取水の濁度上昇による取水停止、土砂流入や浸水による配水池・浄水場の停止、送配水管の破断、停電によるポンプの停止等が発生する可能性があります。また、道路が寸断し、給水車のアクセスが困難になる事例もみられます。

災害対応については、日ごろからの災害対応体制の設定や応急対策に必要な資料の準備、状況に応じた代替手段の確保、訓練等の事前対策と、発生時の迅速な応急給水、応急復旧及び支援体制の構築、状況に応じた代替手段の実施などの事後対策によるレジリエンス（回復力）が重要です。

図 4.9 南海トラフ巨大地震の震度分布(強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布)



出典：「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書説明資料」（中央防災会議、2025）

4.1.7. GX と DX

地球温暖化による気候変動や自然災害に歯止めをかけるため、二酸化炭素（CO₂）の排出を抑制する脱炭素社会への移行を目指した経済社会システム全体の変革がグリーントランسفォーメーション（GX）です。

水道事業におけるGXの取組には、太陽光発電設備や小水力発電設備の導入による再生可能エネルギーの導入拡大、購入電力に占める再生可能エネルギーの割合の向上、水道水源林によるCO₂吸収、ペーパーレス化・キャッシュレス化やスマートメーターの導入によるCO₂削減等が挙げられます。

デジタル技術を活用してビジネス全体を変革する取組がデジタルトランسفォーメーション（DX）です。人口減少や節水型社会の進展に伴う収入の減少、施設の老朽化の進行、現場の担い手の減少による人手不足等、今後ますます厳しさを増すことが確実な状況の中で、水道事業が将来にわたりサービスを提供し続けるためには、データ・情報・知識等の資源をデジタル技術により最大限に活用し、業務や働き方を変革する上下水道DXの推進が必要であるとして、国土交通省をはじめ関係省庁は、学識者、地方公共団体、関係団体が参画する「上下水道DX推進検討会」を令和6年12月に設置しました。検討会では、優れた業務の分析・共通化、情報整備や管理のあり方、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に向けたデジタル技術の導入を後押しするDX技術カタログの策定、経営状況等の見える化といった検討が進められています。

4.2. 課題の整理

前章までの検討結果より、本市水道事業の課題を整理します。

4.2.1. 本市水道事業の課題

【施設の課題】

- ・ 主要な自己水源は平地部にあり、高台の配水場にポンプで送水しています。配水場からは自然流下で配水を行っており、停電によりポンプが停止すると断水となるため、自家発電設備の整備や維持管理が必要です。
- ・ 耐震性能を有しておらず更新予定のない建築施設については、廃止あるいは配水ルート変更等の対応方法を検討していますが、引き続き施設の耐震化を計画的に進める必要があります。
- ・ 機械設備及び電気設備の老朽化は徐々に進行しており、耐用年数に応じた適切な更新が必要です。
- ・ 井戸は老朽化が進んでおり、更新が必要です。更新事業は厚生労働省より受けている認可の変更が必要となるため、計画的に実施する必要があります。
- ・ 今後受水量を減らし自己水源の活用を図りますが、将来的に人口減少に対応した適正な施設規模の検討が必要となります。

【管路の課題】

- ・ 泉町配水場から市内の約5割の区域に配水する東部幹線と西部幹線について、2系統をつないだループ化による整備を進めており、非常時に断水するエリアの縮小を図るため、これを維持する必要があります。
- ・ 基幹管路の令和6年度末の耐震化率は59.4%であり、全国平均の水準（令和4年度、42.3%）を大きく上回っていますが、今後も令和22年の基幹管路の耐震化率100%を目指して更新を進める必要があります。
- ・ 管路の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要です。
- ・ 平時の管路の維持管理、災害時の給水確保の両方の視点からの合理的な管路の維持・更新が必要です。
- ・ 有収率の維持のためには、更なる積極的な漏水調査をすすめ、ピンポイントな漏水修理を実施する必要があります。

【経営上の課題】

- ・ 安定供給の確保：PFOS及びPFOA等を含む水質の監視、適切な対応が必要です。
- ・ 災害対策：南海トラフ地震等をはじめとする災害時の対策の充実が必要です。
- ・ 経営計画：需要の減少による給水収益の低下、物価や人件費の高騰による費用の増加に対する資本的収支の見通し及び更新事業費を含む投資試算に対する長期的な財源の確保と収支の見通しが必要です。
- ・ 更新事業費の縮減：経営計画と合わせ、更新内容、既存管の取扱いなどによる縮減の検討が必要です。
- ・ 事業の実施効果と策定後の進め方：計画の妥当性の評価、留意点の整理を適切に行う必要があります。

4.2.2. 基本計画の課題の見直し

基本計画では、本市水道事業の課題を、経営環境の変化、社会環境の多様化、防災体制の充実の区分に整理しています。現状の確認結果と今後の見通しを踏まえてこれらを見直し、新たな課題を加えて同様の区分に整理しました。新たな課題として、人口減少の進行、施設の老朽化の進行、物価高騰等の社会環境の変化による費用の増加への対応、水源井戸の老朽化への対応、PFOS 及び PFOA への対応が挙げられます。

表 4.3 現基本計画に示した課題

区分	課題		内容
経営環境の変化	1－1	水需要の減少に伴う給水収益の減少	水需要の減少による給水収益の減少が予測されるため、施設規模や収支計画の見直しが必要です。
	1－2	更新需要の増大	過去の事業拡張期に建設された水道施設の更新や耐震化が必要です。簡易水道では財源不足が見込まれるため、財政基盤の強化が必要です。
	1－3	技術力の継承	専門的な技術を継承するとともに、新たな知識の取得や人員確保に努める必要があります。
社会環境の多様化	2－1	安全な水道水質の維持	将来にわたり安全で安心な水道水質を維持していくとともに、簡易水道地区においては、寄生性原虫への対策が必要です。
	2－2	市民ニーズの多様化に対応した情報提供	多様化する市民ニーズを的確に捉え、わかりやすい情報提供に努めていく必要があります。
	2－3	環境への配慮	地球温暖化対策など環境への配慮が必要です。
防災体制の充実	3－1	想定される巨大地震への対応	南海トラフで発生するマグニチュード9クラスの巨大地震に対応した施設及び管路の耐震化が必要です。
	3－2	想定される大規模災害への総合的な対策	被災後の応急給水活動を円滑にするため、応急支援団体の受け入れ体制強化や市民及び関係機関との連携強化、非常用発電設備の充実が必要です。

表 4.4 後期計画において見直した課題

区分	課題		内容
経営環境の変化	1－1	水需要の減少に伴う給水収益減少の進行	水需要の減少と給水収益の減少が進行しています。これを踏まえた施設規模の見直しや収支計画の見直しが必要です。
	1－2	施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増大、機械電機設備の適切な更新の必要性	水道施設・管路の老朽化が進行し、今後の更新需要の増大が見込まれます。機械電機設備も適切な更新が必要です。
	1－3	技術力の確保と継承	専門的な技術を継承するとともに、新たな知識の取得や人員確保に努める必要があります。
	1－4	物価高騰等の外部環境の変化による費用の増加 【追加】	物価や人件費の高騰により、水の供給にかかる費用、施設・管路更新にかかる費用は大幅な上昇が見込まれます。このため施設規模や収支計画の見直しが必要です。
社会環境の多様化	2－1	安全な水道水質の維持	将来にわたり安全で安心な水道水質の維持のため、継続的な監視と適切な対応とともに、山間地表流水水源の寄生性原虫への対策、PFOS 及び PFOA への対応等も必要です。
	2－2	市民ニーズに応える情報提供とサービスの向上	市民ニーズを的確に捉え、わかりやすい情報提供に努め、水道事業への理解を推進するとともに、利便性向上に努める必要があります。
	2－3	環境への負荷の軽減	地球温暖化対策、廃棄物の削減、再生可能エネルギー導入等、環境負荷軽減のための配慮が必要です。
防災体制の充実	3－1	想定される巨大地震への対策の強化	南海トラフで発生するマグニチュード9クラスの巨大地震に対応した施設及び管路の耐震化をさらに進める必要があります。
	3－2	想定される大規模災害時の総合的な対策の強化	被災後の応急給水活動を円滑にするため、応急支援団体の受け入れ体制強化等のレジリエンス(回復力)強化や市民及び関係機関との連携強化、非常用発電設備の充実にさらに努める必要があります。
	3－3	水源井戸の老朽化への対応 【追加】	自己水源の活用のため、内部調査の結果に基づき、水源井戸の老朽化に対応する必要があります。

5. 基本目標

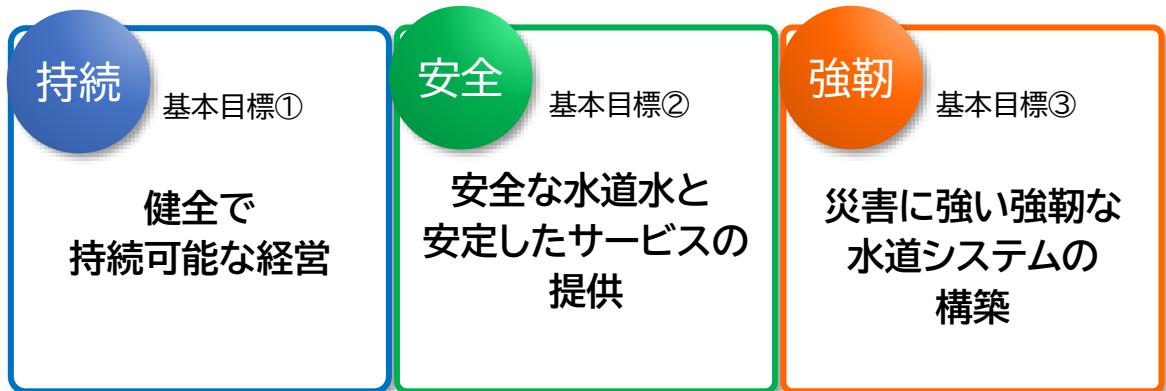
5.1. 基本目標

基本理念「災害に強く、安全・安心で持続可能な水道事業」のもと、水道事業の現状と課題を踏まえた基本目標は、現基本計画を継承し、以下の3つとします。これらは、新水道ビジョンにおける「持続（供給体制の持続性の確保）」、「安全（水道水の安全の確保）」、「強靭（確実な給水の確保）」の観点に相当します。

- ① 健全で持続可能な経営
- ② 安全な水道水と安定したサービスの提供
- ③ 災害に強い強靭な水道システムの構築

図 5.1 基本理念と基本目標
<基本理念>

災害に強く、安全・安心で持続可能な水道事業



災害に強い強靭な水道システム

泉町配水場 緊急遮断弁



志太配水場 緊急遮断弁



■緊急遮断弁：設定震度以上の揺れを感知すると黄色のおもりが下がり、タンク内の水が流れ出てしまわないよう管路を遮断します。災害時に、貴重な水を確保するための装置です。

6. 実施施策の評価と後期計画の策定

6.1. 現基本計画の課題に対する実施施策の評価

現基本計画において定められた実施施策の評価をまとめます。

表 6.1 前期計画における実施施策の評価

区分	No.	課題	基本目標
経営環境の変化	1-1	水需要の減少に伴う給水収益の減少	①健全で持続可能な経営
	1-2	更新需要の増大	
	1-3	技術力の継承	
社会環境の多様化	2-1	安全な水道水質の維持	②安全な水道と安定したサービスの提供
	2-2	市民ニーズの多様化に対応した情報提供	
	2-3	環境への配慮	
防災体制の充実	3-1	想定される巨大地震への対応	③災害に強い強靭な水道システムの構築
	3-2	想定される大規模災害への総合的な対策	

評価【 ◎完了 ○おおむね計画どおりに進捗 △遅れが生じている 】

	施策	No.	実施施策	評価
1	施設管理の適正化と財政体質の強化	1-1	アセットマネジメントの実行による適正な施設更新	○
		1-2	水需要を踏まえた水源の検討	○
		1-3	施設規模の見直し	○
2	簡易水道の経営基盤強化	2-1	簡易水道事業の経営統合による料金と施設水準の適正化	○
3	職員の技術の維持・向上	3-1	多様な職員研修の実施	○
		3-2	職員間の技術継承	○
4	安全な水質の堅持	4-1	安定した水質管理体制の見直し	○
		4-2	山間部水源の寄生性原虫除去処理の強化	○
5	情報提供の充実	5-1	効果的なPR活動の展開	○
6	環境に配慮したサービス	6-1	省エネルギー機器への切り替え	○
		6-2	工事等における環境負荷の低減	○
7	基幹施設の耐震化	7-1	施設の耐震化	○
		7-2	基幹管路の耐震化	○
8	主要な配水本管のループ化の維持	8-1	主要な配水本管のループ化の維持	○
9	総合的な防災対策の充実	9-1	災害対策マニュアルの充実	○
		9-2	災害時に必要な資機材等の充実	○
		9-3	防災対策の広報活動等の充実	○

6.2. 施策の実施内容と後期計画の方針

現基本計画の各実施施策の具体的な実施事項と、後期計画の方針を示します。

6.2.1. 基本目標① 健全で持続可能な経営

【施策 1 施設管理の適正化と財政体質の強化】

1－1 アセットマネジメントの実行による適正な施設更新

アセットマネジメントを導入し、実耐用年数を基準として更新費用の抑制と平準化を図り、計画的に施設の更新を行います。

現基本計画で定めた施策に基づく令和2年度から令和12年度までの11年間の投資計画と、後期計画の5年間の投資計画を表6.2に示します。年平均投資額は当初約9.7億円となっていました。策定した更新計画のうち、金額の大きい工事は計画通り実施し、小規模な工事は必要に応じて調整を行なながら進めており、全体としては計画通りでしたが、外部要因により中央監視装置の更新を前倒しで行う必要が生じたことや、また、物価上昇等の影響もあり後期計画での年平均投資額は約15.4億円に増加となりました。

表 6.2 現基本計画における投資計画(全体)と後期5年分の増加状況

区分	令和2年度～令和12年度 事業費（百万円） 【当初11年分】	令和8年度～令和12年度 事業費（百万円） 【後期5年分】
施設（土木建築）	730	493
機械電気設備	659	※ 2,445
小計	1,389	2,938
基幹管路	4,232	2,125
配水支管	5,013	2,543
小計	9,245	4,668
その他	77	86
合計	10,711 (一年当たり 973)	7,692 (一年当たり 1,538)

注1) 当初事業費は工事費と委託費を含む（消費税含む）

出典：前基本計画・経営戦略

※市内に点在する水道施設を一元管理している中央監視装置はNTT専用回線を利用し情報を集約しているが、NTT専用回線サービス終了が令和11年に予定されたため更新が必要となった。

▶ 後期計画の方針

計画に沿って適正な更新を継続するとともに、適切な維持管理による長寿命化を図ります。

表 6.3 当初計画にて設定した実耐用年数

管路の更新基準				
管種			実耐用年数 更新基準	法定耐用年数
ダクトタイル錆鉄管	メカニカル継手	A形・K形	80	40
	離脱防止型耐震管	S形・SII形・NS形	80	40
	離脱防止型耐震管	G X形	100	40
溶接鋼管			70	40
ねじ込鋼管			60	40
硬質塩化ビニル管			60	40
ポリエチレン管	高密度融着継手	HP	100	40
	上記以外	PP	60	40
ステンレス管			60	40

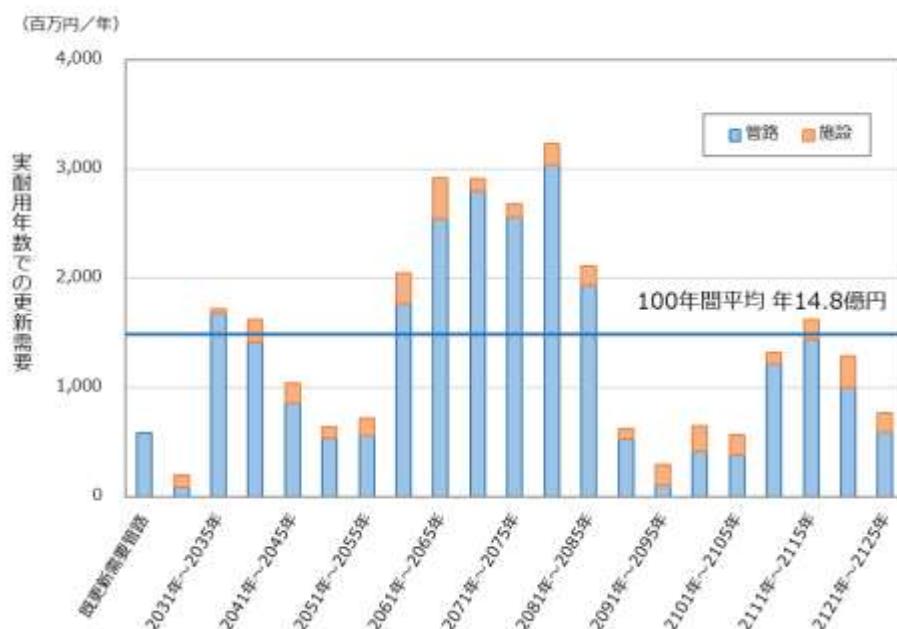
施設の更新基準				
施設の区分	設定理由（注1）	実耐用年数 更新基準	法定耐用年数	
建築物	注2) 65年～75年の平均	70	50	
土木構造物	注3) 関西水道事業研究会参加事業体の平均使用年数	73	60	
電気・機械設備	注2) オーバーホールを適切に行うとして20年～50年	40	15～20	
計装設備	注2) 15年～25年の平均	20	15	

注1) アセットマネジメント「簡易支援ツール」実使用年数に基づく更新基準の設定例（厚生労働省 平成26年4月）

注2) 「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）の取組状況調査」（厚生労働省 平成21年度）

注3) 長期的視点から見た設備投資と経営のあり方～設備更新新時代を迎えて～、平成14年3月、関西水道事業研究会（京都府企業局、大阪府水道部、兵庫県企業庁、奈良県水道局、京都市水道局、大阪市水道局、神戸水道局）

図 6.1 実耐用年数での更新費用（物価上昇後）



【施策1 施設管理の適正化と経営体質の強化】

1-2 水需要を踏まえた水源の検討

人口減少に伴う将来水需要の減少が予測される中、適正な自己水源による取水量と大井川広域水道企業団からの受水量について検討していく必要があります。大井川広域水道企業団は令和9年度からの施設の更新工事を予定しており、令和11年度に各市の計画受水量の調整を行います。

※「4.1.4 受水の見通し」を参照

今後の水需要の見通しを踏まえ、大井川広域水道企業団の受水量を見直し、計画受水量を削減することとしました。これにより、自己水源の有効活用が図られるとともに、将来の受水費の削減が見込まれます。大井川広域水道企業団との協議内容の詳細は4.1.4に記載のとおりです。なお、受水点の変更に伴う既存施設の廃止予定はありません。

▶ 後期計画の方針

受水量の更新基本水量への切替えを計画通り実施します。将来的に受水点の変更に伴う施設更新を検討します。

【施策1 施設管理の適正化と財政体質の強化】

1-3 施設規模の見直し

今後の水需要予測に基づき、自己水源を有効活用するとともに、配水場・管路などの施設規模(管路口径など)を適正に見直し、施設更新を行います。

自己水源の有効活用を図ることとして受水量の見直しを行いました。管路については、将来的な水需要の減少が見込まれるため、更新時に管路の口径の見直しを行っています。管路の口径を最適化することにより、更新のための投資額を削減でき、投資の合理化が図られます。

▶ 後期計画の方針

水需要に合わせ、配水場、管路口径等を適正に見直し施設更新を行います。

【施策2 簡易水道の経営基盤強化】

2-1 簡易水道事業の経営統合による料金と施設水準の適正化

令和2年度より簡易水道5施設と飲料水供給施設1施設を上水道事業へ経営統合し、「市内をひとつつの水道」として、安定した経営基盤のもと、簡易水道施設の更新及び耐震化を計画的に行っていきます。

※「2.2.1 上水道事業」、「3.4.1 水道施設の経過年数と耐震化の状況」「3.7.4 水道料金」を参照

令和2年3月30日に厚生労働省より水道事業変更認可を受け、同年4月1日より、簡易水道5施設及び青羽根飲料水供給施設を上水道事業へ経営統合し、水道料金も統一しました。

配水池の耐震性能を有しない施設については具体的な対応方針を検討中です。

- ・廻沢配水場…ステンレス製のパネルタンクから配水ポンプを使用した加圧方式に変更しました。
- ・殿西ノ平配水場…令和9年度に廃止予定です。
- ・朝比奈中央配水場…令和11年度に廃止予定です。
- ・殿配水場…耐震性を有する施設の設置工事を進めており、令和9年度に殿地区供用開始予定です。

▶ **後期計画の方針**

旧簡易水道の施設更新工事を継続して実施します。

【施策3 職員の技術の維持・向上】

3-1 多様な職員研修の実施

職員及び市内組合業者の研修を毎年実施しています。「日本水道協会」「日本ダクトタイル鉄管協会」等が主催する研修会へ参加するとともに、近隣3市の情報交換や勉強会などを実施し、技術力の習得と資質向上に努めます。

研修等に積極的に参加するとともに、職員と建設業者及び給水工事店等を対象とした配水用ポリエチレン管及びダクトタイル鉄管の配管講習会について、各協会の協力を得ながら企画・開催し、職員の技術力向上に努めました。

▶ **後期計画の方針**

新たな管種や工法についても研究し、引き続き技術の向上を図ります。

【施策3 職員の技術の維持・向上】

3-2 職員間の技術伝承

専門的な技術力・経営力をもつ人的資源が必要な中、経験を有する職員によるOJTの実施や再任用制度による人材確保などにより、技術の継承を図ります。

再任用制度などによる経験豊富な人材の確保を実施しています。また、新規採用職員については、経験を有する職員であるOJTサポーターを中心に丁寧な指導を行いました。

▶ **後期計画の方針**

経験豊富な職員が主体となり、職員全体の技術経験値を向上させるよう努めます。

6.2.2. 基本目標② 安全な水道水と安定したサービスの提供

【施策4 安全な水質の堅持】

4-1 安定した水質管理体制の見直し

市民の信頼が揺らぐことなく、安全で安心な水を供給するため、水源から給水栓に至るすべての段階での危機事象に対応する水安全計画を策定しており、今後も施設の変更等による見直しを行なながら、安全な水質を堅持します。

※「3.5 水質管理の状況」を参照

施設や機器の変更等により、令和4年1月に水安全計画の改訂を行いました。

水質検査については、年度ごとに水道水質検査計画を策定し、関係法令に基づき給水栓及び水源について実施しています。水道法51項目の他、PFOS及びPFOAの検査を行い、異常がないことを確認しています。

▶ 後期計画の方針

今後も施設の変更等による水質管理体制の見直しを行います。PFOS及びPFOAの検査を定期的に実施します。

【施策4 安全な水質の堅持】

4-2 山間部水源の寄生性原虫除去処理の強化

山間部の表流水水源においては、寄生性原虫の混入の監視強化と合わせて、除去装置を導入し安全対策を強化します。

※「3.5 水質管理の状況」を参照

令和2年度に廻沢配水場の浄水設備において、クリプトスパリジウム対応のためのろ過設備の更新を行いました。

▶ 後期計画の方針

今後も山間部水源の水質の監視を継続します。

【施策5 情報提供の充実】

5-1 効果的なPR活動の展開

マスコットキャラクター「管太くん！」を積極的に活用するとともに、ナチュラルミネラルウォーター「藤枝の水」の事業展開を図ることで、効果的なPR活動を推進します。豊かで質の良い自己水源による水道事業への理解や満足度の向上に努めます。

水道事業への理解と満足度向上のためのPR活動として、以下の活動を行っています。

- ・各種イベント等において、ナチュラルミネラルウォーター「藤枝の水」を使ったPR活動を行っています。令和2年から令和5年まで、「藤枝の水」がモンドセレクション4年連続最高金賞を受賞

しました（インターナショナルハイクオリティー獲得）。

- ・地域防災指導員養成講習会の実施：市内の防災指導員を対象に、年1回、上水道の状況や、管渠の布設状況、災害時の応急給水や被害想定などの講習会を実施しています。
- ・水道施設位置図クリアファイルの配布：市内小学校4年生を対象に、水道の仕組みを知つもらうため毎年配布しています。
- ・出前講座の実施：水道の概要、仕組みや給水活動体験など小学生以上を対象に毎年実施しています。
- ・施設見学の実施：毎年、小学生以上を対象に蔵田配水場や現在建設中の殿配水場などの施設見学を受け入れています。

▶ **後期計画の方針**

水道事業への理解と満足度向上のためのPR活動として、「藤枝の水」、「管太くん！」の活用、地域防災指導員養成講習会、水道施設位置図クリアファイル配布、出前講座の実施、施設見学を継続します。

【施策6 環境に配慮したサービス】

6－1 省エネルギー機器への切り替えと再生可能エネルギーについて

設備の更新時期に合わせて環境に配慮した高効率モーター等の省エネ設備を導入し、CO₂の削減に努めます。また、再生可能エネルギーの導入について検討を進めます。

ポンプのモーター取替えの際に、高効率モーターを採用することで省エネを図っています。また、現在の水道施設に適した再生可能エネルギーについて、設備設置時のコスト、ランニングコスト、更新のためのコスト等と、設置して得られる再生エネルギーを勘案し、検討を進めます。

▶ **後期計画の方針**

環境に配慮し、設備更新時の省エネルギー機器の導入や、新技術等の再生可能エネルギーについて検討を進めます。

【施策6 環境に配慮したサービス】

6－2 工事等における環境負荷の低減

環境に配慮した建設機械の積極的な導入を図り、発生残土等を再利用するなど環境負荷の低減に努めます。

環境に配慮した建設機械を導入しています。

工事の際に発生する工事残土を再利用し、廃棄する量を削減しています。

▶ **後期計画の方針**

導入した環境に配慮した建設機械の使用、工事残土の再利用等を継続します。

6.2.3. 基本目標③ 災害に強い強靭な水道システムの構築

【施策 7 基幹施設の耐震化】

7-1 施設の耐震化

茶町水源地ポンプ井と村良送水場ポンプ井は令和2年度末までに耐震化工事を実施します。

※「3.4.1 水道施設の経過年数と耐震化の状況」を参照

耐震化工事を計画どおり実施しました。

- ・令和元年度に新村良送水場耐震化に伴う設備工事を完了
- ・令和2年度に茶町水源地ポンプ井耐震補強工事完成

耐震性能を有しない旧簡易水道の一部の配水施設は更新もしくは配水ルート変更等、対応方針を検討しています。殿配水場を新設しており、令和9年度に殿地区を先行し供用開始予定です。

▶ 後期計画の方針

旧簡易水道の施設の耐震化を進めます。

【施策 7 基幹施設の耐震化】

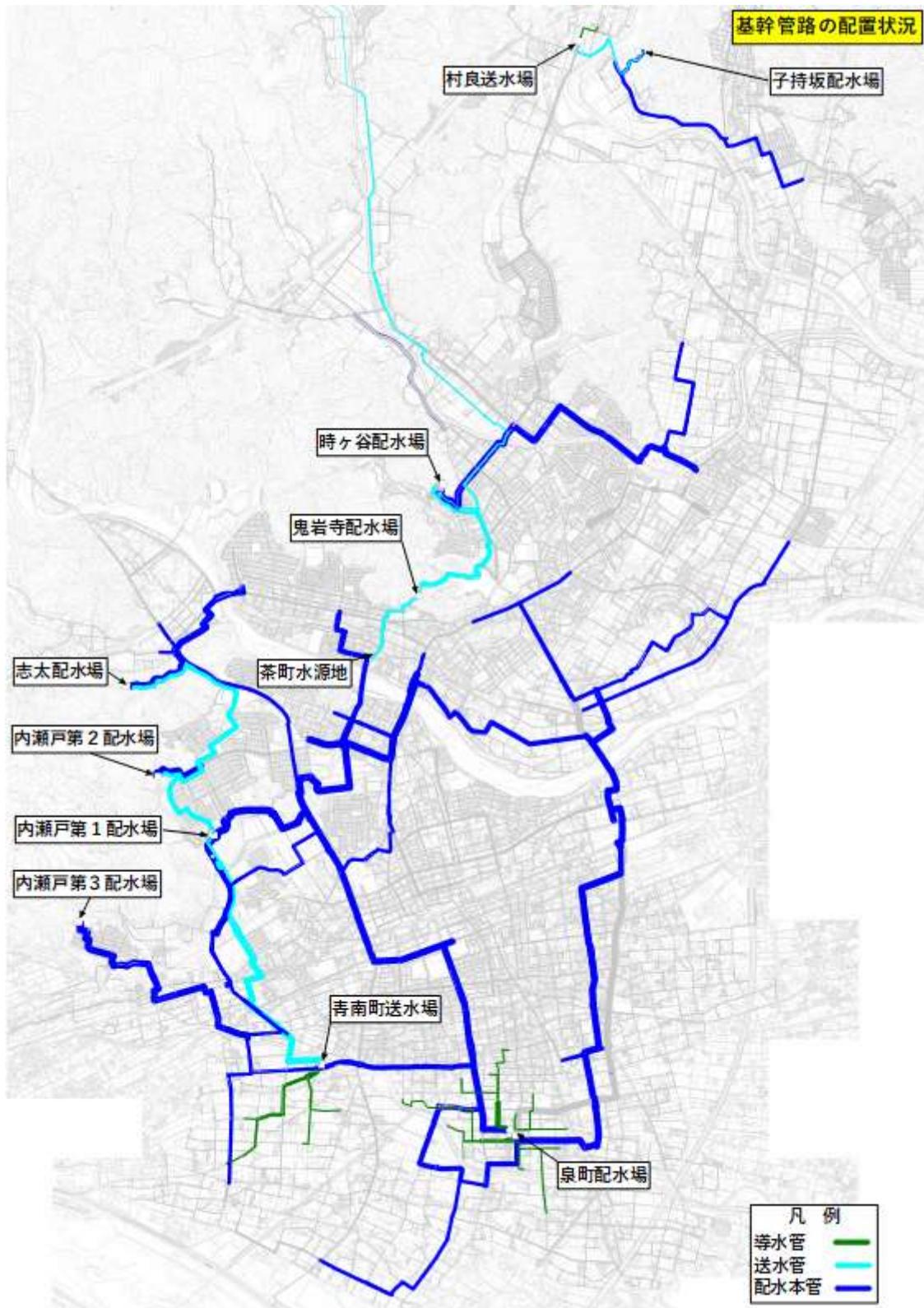
7-2 基幹管路の耐震化

管路の耐震化は被災時の応急復旧期間の短縮を図るため、影響の大きい基幹管路（導水管、送水管、配水本管）を優先して実施し、令和22年度末までに基幹管路の耐震化100%を目指します。

※「3.4.2 管路の耐震化の状況」を参照

計画どおり基幹管路を優先して耐震化工事を実施しています。基幹管路の耐震適合率は令和6年度で59.4%です。

図 6.2 基幹管路の設置状況



▶ 後期計画の方針

基幹管路耐震化 100%を目指し、耐震化工事を継続します。

【施策8 主要な配水本管のループ化の維持】

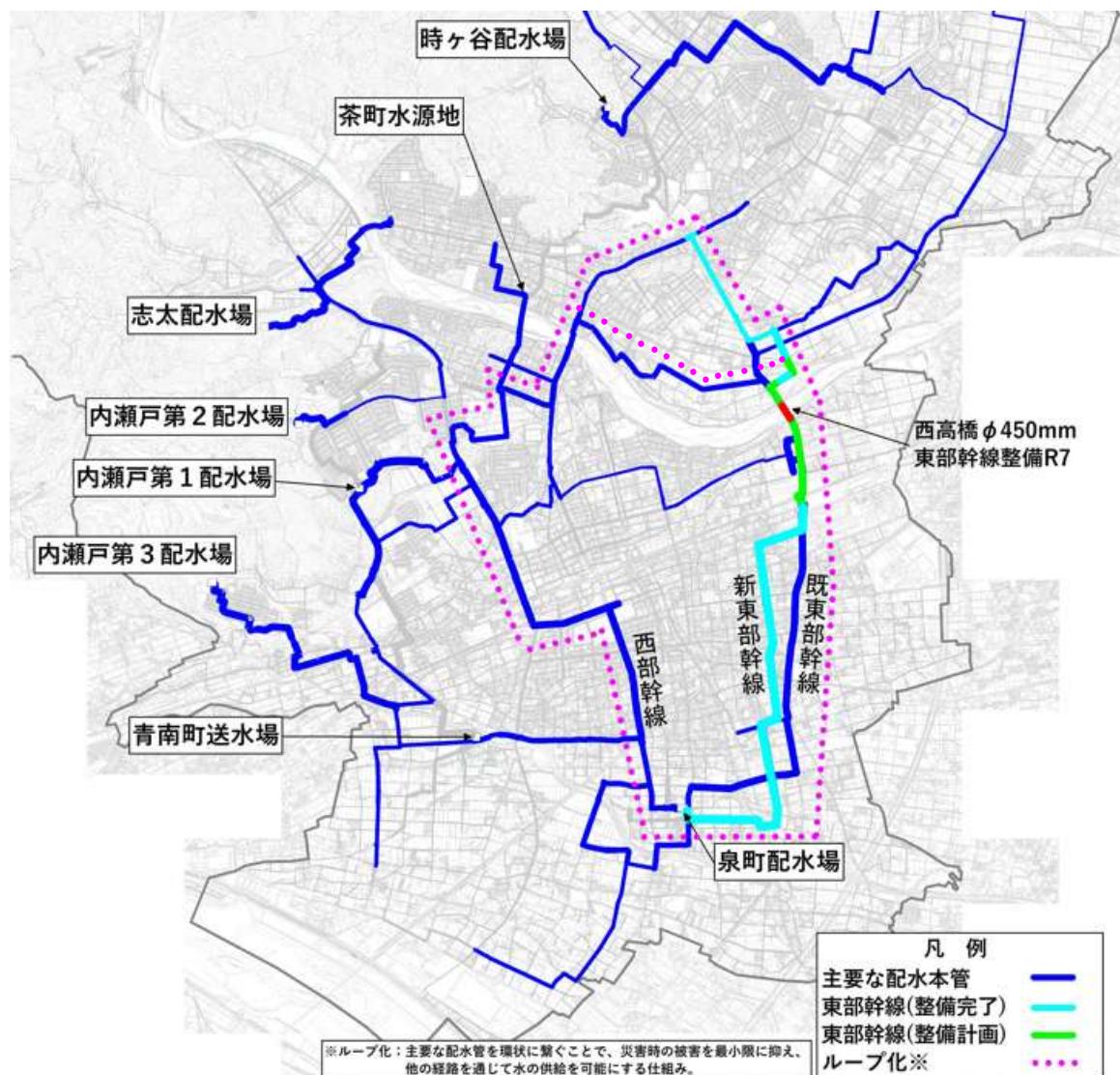
8-1 主要な配水本管のループ化の維持

市内の約5割の区域に配水している泉町配水場の配水区域において用いられている東部幹線と西部幹線の2系統の配水本管は、幹線どうしを繋いだループ化による整備を行っています。災害時にバックアップ機能により速やかな給水を可能とするため、管路の更新においてもこの機能を維持します。

※「3.3.2 管路の状況」を参照

市全体が断水する事態を回避するため、管路の更新においても東部幹線と西部幹線のループ化を維持しています。

図 6.3 主要な配水本管のループ化の維持



▶ 後期計画の方針

市全体の断水を避けるため、引き続き主要な配水本管のループ化を維持します。

【施策9 総合的な防災対策の充実】

9-1 災害対策マニュアルの充実等によるレジリエンス（回復力）の強化

災害時における応急給水、物資供給、資材提供等の事業体間における相互支援体制は、日本水道協会により支援体制が確立されています。また静岡県応急給水受援計画では防災情報共有システム（FUJISAN）により国県と被害情報を共有し、被害規模に応じて自衛隊による給水活動が可能となっています。今後は災害対策マニュアル及び震災時給水対策要綱を充実させ、支援団体の受け入れ体制や、地元町内会と関係機関との連携を強化し、レジリエンス（回復力）を強化します。

※「3.6 防災対策の状況」を参照

震災時給水対策要綱が策定されています。

藤枝市地域防災計画（令和7年3月）において、給水計画が策定されています。

近隣水道事業体や関連団体との連携による、水道施設に被害が生じた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための相互支援が可能な体制が構築されています。また、地元水道関係企業と災害時の協力に関する協定を締結しています。

上記の計画や連携、協定のほか、今後は震災時の被害状況に応じた事前復興計画やライフラインの代替手段について検討を行います。

▶ 後期計画の方針

策定した防災対策に関する計画・マニュアルの適切な見直しを行い、ライフラインとしての代替手段の確保や事前復興計画について検討を行います。

【施策9 総合的な防災対策の充実】

9-2 災害時に必要な資機材等の充実

備蓄すべき資機材の必要数量を算出し、不足分は補充します。近隣水道事業体や関連団体との連携により、災害時にも資機材の相互調達が可能な体制を構築します。

※「3.6 防災対策の状況」を参照

災害時に備え、給水用の資機材を備蓄し、隨時見直しを行っています。

近隣水道事業体や関連団体と連携した災害時にも資機材の相互調達が可能な体制を構築しています。地元水道関係企業と災害時の協力に関する協定を締結しています。

▶ 後期計画の方針

備蓄品及び連携体制について、適切に見直し、充実を図ります。

【施策9 総合的な防災対策の充実】

9－3 防災対策の広報活動等の充実

地震等の災害に備え、年2回の防災訓練と年1回の災害時給水活動研修会等を通じ、給水拠点での応急給水方法を市民に広報するとともに、家庭での飲料水の備蓄についてのPRを強化するなど市民の防災意識の向上を図ります。

※「3.6 防災対策の状況」を参照

災害時の水道について動画を作成し、市ホームページで公開しています。

また、毎年6月5日号の広報ふじえだ（水道特集号）にて、安全・安心な藤枝の水道水を特集し、水道管の管理区分、家庭でできる漏水チェック手順などを掲載しています。

▶ **後期計画の方針**

市ホームページ、広報ふじえだを引き続き活用し、防災対策の広報活動を行います。

6.3. 後期計画の追加施策

課題の見直しにより、後期計画では追加施策として以下を策定します。

6.3.1. 基本目標① 健全で持続可能な経営 追加施策

1－4 更新費用及び維持管理費の見通しを反映した経営計画の策定

外部環境の変化を加味し、将来の更新費用及び維持管理費の見通しを反映した経営計画を策定します。

▶ **後期計画の方針**

今後の人口減少等を加味した料金収入の減少、受水量の減少に伴う受水費用の減少、物価上昇等による将来の更新費用及び維持管理費、委託費、動力費等への影響を経営計画に的確に反映させます。

1－5 収支を維持する上で必要な経営改革の検討

将来にわたり安定した経営を維持するため、必要な経営改革について検討します。

▶ **後期計画の方針**

経営計画において、収支を維持する上で必要となる経営改革について検討を行います。事業環境を踏まえた適正料金の検討、民間活力の活用・効率化の検討、施設の統合・廃止の検討、ウォーターPPPの導入の検討などが挙げられます。

6.3.2. 基本目標② 安全な水道水と安定したサービスの提供 追加施策

4 – 3 新技術の活用による効率化の検討

情報通信技術や DX 技術などの新技術の活用による業務の効率化について検討を行います。

▶ 後期計画の方針

飲料水の安定供給のための試みとして、情報通信技術や新技術の活用による業務の効率化について検討を行います。水道事業における DX 技術の内容や実証実験等の情報を収集し、本市水道事業の効率化に資する技術の活用について検証を行います。令和 7 年度に、上下水道事業が連携して、衛星観測データを活用した路面下空洞対策支援技術の実証実験を行います。また、スマートメーター通信システム（AMI）を利用したスマートメーターについて、検討を行います。

6.3.3. 基本目標③ 災害に強い強靭な水道システムの構築 追加施策

10 – 1 既存井戸の統廃合及び更新計画の検討

既存井戸等の水需要を踏まえた統廃合及び更新計画を検討します。

▶ 後期計画の方針

自己水源の有効活用のため、井戸の老朽化に対応し取水量を確保するとともに、将来の水需要を踏まえた統廃合及び更新計画を策定します。

6.4. 後期計画の課題に対する実施施策

後期計画の課題とそれに対応する実施施策は以下の通りです。

表 6.4 後期計画における課題と実施施策

区分	No.	課題	基本目標
経営環境の変化	1-1	水需要の減少に伴う給水収益減少の進行	①健全で持続可能な経営
	1-2	施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増大、機械電気設備の適切な更新の必要性	
	1-3	技術力の確保と継承	
	1-4	物価高騰等の外部環境の変化による費用の増加	
社会環境の多様化	2-1	安全な水道水質の維持	②安全な水道と安定したサービスの提供
	2-2	市民ニーズに応える情報提供とサービスの向上	
	2-3	環境への負荷の軽減	
防災体制の充実	3-1	想定される巨大地震への対策の強化	③災害に強い強靭な水道システムの構築
	3-2	想定される大規模災害への総合的な対策の強化	
	3-3	水源井戸の老朽化への対応	

□：後期計画から追加された施策

	施策	No.	実施施策
1	施設管理の適正化と経営体質の強化	1－1	アセットマネジメントの実行による適正な施設更新
		1－2	水需要を踏まえた水源の検討
		1－3	施設規模の見直し
		1－4	更新費用及び維持管理費の見通しを反映した経営計画の策定
		1－5	収支を維持する上で必要な経営改革の検討
2	旧簡易水道の財政基盤強化	2－1	旧簡易水道の施設水準の適正化
3	職員の技術の維持・向上	3－1	多様な職員研修の実施
		3－2	職員間の技術継承
4	安全な水質の堅持	4－1	安定した水質管理体制の見直し
		4－2	山間部水源の寄生性原虫除去処理の強化
		4－3	新技術の活用による効率化の検討
5	情報提供の充実	5－1	効果的なPR活動の展開
6	環境に配慮したサービス	6－1	省エネルギー機器への切り替えと再生可能エネルギー導入の検討
		6－2	工事等における環境負荷の低減
7	基幹施設の耐震化	7－1	施設の耐震化
		7－2	基幹管路の耐震化
8	主要な配水本管のループ化の維持	8－1	主要な配水本管のループ化の維持
9	総合的な防災対策の充実	9－1	災害対策マニュアルの充実等によるレジリエンス（回復力）の強化
		9－2	災害時に必要な資機材等の充実
		9－3	防災対策の広報活動等の充実
10	井戸の老朽化への対応	10－1	既存井戸の統廃合及び更新計画の検討

7. 経営戦略

7.1. 策定にあたって

7.1.1. 目的

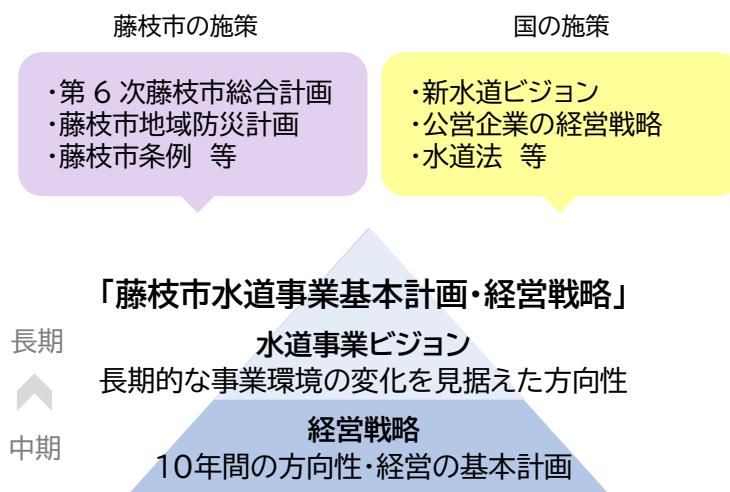
藤枝市の人口は平成 27 年をピークにゆるやかな減少傾向にあり、将来的に給水人口は減少していくことが予想されます。一方で、水道施設や管路は耐用年数を経過し、今後の更新には大きな費用が必要となります。予想されている地震等の災害への備えも喫緊の課題です。物価上昇等の外部環境の変化も相まって、経営環境は厳しくなっていくことが予想されます。

こうした状況において、「災害に強く、安全・安心で持続可能な水道事業」を基本理念として将来にわたり安全で安心な水を市民に供給していくために、中長期的な視点に立った経営の基本計画となる経営戦略を策定し、経営基盤の強化を図ります。

7.1.2. 位置付け

経営戦略は、公共企業としての事業、サービスの提供を安定的に行うための中長期的な経営の基本計画として位置づけます。

図 7.1 経営戦略の位置付け



7.1.3. 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年とします。参考として計画期間内の令和 12 年度までの試算をします。

7.2. 経営戦略の方針

藤枝市水道事業の経営における基本的な方針は以下のとおりです。

- アセットマネジメントの実行による適正な施設更新
- 実耐用年数を基準とした施設の更新により、更新費用の抑制と平準化を図り、計画的に施設の更新を行います。

- ・ 水需要を踏まえた水源の検討
人口減少にともなう将来水需要の減少の予測を踏まえ、適正な自己水源による取水量と大井川広域水道企業団からの受水量を調整します。
- ・ 施設規模の見直し
配水場、管路などの施設規模（管路口径等）を適正に見直し施設更新を行います。
- ・ 資金の確保
災害時に備え、半年間の運転資金を目安に内部留保資金を確保します。

7.3. 事業計画

本市では、アセットマネジメントを実施し、実耐用年数による更新サイクルに基づく更新費用の抑制と平準化を図り、計画的に施設の更新を行うものとして、施設、管路の更新計画を立案しています。事業推進には事業費の確保が必要であり、前項に示した給水収益の減少予測も考慮して、計画の進捗は常に見直し、その時点の状況にあわせた優先度の見直しを行っていく必要があります。

7.3.1. 施設及び機械電気設備の更新計画・施設の耐震計画

殿西ノ平配水場及び朝比奈中央配水場が耐震性を有していないことから、殿配水場を新設し、既存施設を廃止します。アセットマネジメント計画に沿った施設及び機械電機設備の適切な更新や施設の延命化、自家発電装置の更新のほか、令和11年に中央監視システムの専用回線のサービス終了が予定されているため、監視装置の更新が必要です。その他、将来的には、大井川広域水道企業団からの受水点を三輪配水場から子持坂配水場に変更することに伴う施設更新等も検討する必要があります。

表 7.1 水道施設への更新計画

施設名称	時期	事業内容	事業の目的及び進捗状況
殿配水場	令和 7~9 年	取水井、急速濾過機、配水池、配水ポンプ、機械室、電気計装他	耐震性を有していない施設を廃止し、耐震化を進める。
浄配水施設	アセットマネジメント計画に基づく	機械電機設備更新、計装設備更新、建築物延命化	実耐用年数を基準としたアセットマネジメント計画に基づく更新を行う。
浄配水施設	同上	自家発電装置の更新	災害時の断水を防ぐために設置している自家発電装置を更新する。
中央監視装置	令和 9~10 年	更新	令和11年の中央監視システム専用回線のサービス終了に対応する。
三輪配水場 子持坂配水場	計画期間外	受水点変更に伴う施設更新	—

7.3.2. 水源井戸の更新計画

青南町と泉町の深井戸を中心に、水源井戸の更新計画を策定します。泉町1号井は既に更新工事が実施済みです。泉町14号井は水量が少ないため、更新せず廃止予定です。

井戸の更新に伴い、厚生労働省より受けている認可の変更申請を行う必要があります。

表 7.2 井戸の更新計画（今後策定予定）

施設名称	時期	事業内容	事業の目的及び進捗状況
茶町水源地取水2井	井戸更新計画に基づく	深井戸1井、浅井戸1井の更新	老朽化した井戸を更新し、取水量を確保する。施設を耐震化する。
青南町送水場取水5井	同上	1号井を除く深井戸5井の更新	同上
泉町配水場取水11井	同上	1号井、12号井、14号井を除く深井戸11井の更新	同上 1号井は令和5年度に更新済。 7号井は令和7年度に更新済。 14号井は更新せず廃止予定。
村良取水1号井	同上	深井戸1井の更新	同上

7.3.3. 管路の更新計画

管路の更新計画は、国の方針に伴い、基幹管路の耐震化及び重要施設につながる管路の耐震化を優先的に行います。

表 7.3 管路の更新計画

施設名称	時期	事業内容	事業の目的及び進捗状況
全区域の導送配水管	毎年	老朽管の更新・耐震化 基幹管路の耐震化 改修工事	管路の耐震化を進める。 災害時の重要給水施設への配水を確保し、漏水による断水の影響範囲を最小限に抑える。

7.4. 経営計画

事業計画を踏まえ、事業費を整理し、これらの事業費に対する企業債の発行予定額を設定します。経営シミュレーションにより収益的収支及び資本的収支の予測を行い、健全な事業運営を維持しつつ必要な事業を実施するための経営計画を策定します。

7.4.1. 投資計画

更新計画の見直しを反映した年度別の事業費（表 7.10）を示します。令和 8 年度～令和 12 年度における年平均投資額は、約 15.4 億円となり、現基本計画の約 9.7 億円から大きく増加しています。これは、現基本計画の策定時から現時点までの物価上昇等を反映した数値としたこと、中央監視装置の更新費用及び井戸の更新費用を追加したことによるものです。

7.4.2. 試算条件

1) 水道料金の設定

水道料金は、現時点から変更しないものとして試算し、現行水道料金における経営の見通しを算出します。

水道料金については、今後の料金収入の減少と物価上昇等による費用の増加が見込まれること、水道施設の維持や更新に多額の費用を要することから、経営の効率化と経費削減に努めるとともに、今後の事業環境に対応した水道料金の妥当性について、継続的に検証を行います。

2) 想定条件

想定すべき条件と、その影響を算定します。

- ・水需要の減少：給水量の予測の結果を踏まえ、料金収入の減少を見込みます。
- ・受水量の減少：受水量の減少に伴う受水費の減少を見込みます。
- ・水需要の減少による維持管理費用の減少：動力費、薬品費等の経費は、給水量の減少率を乗じて算出します。
- ・物価、給与及び工事費の上昇：実績等から上昇率を設定し、上昇リスクを見込みます。

表 7.4 物価上昇等の設定

項目	内容	備考
物価上昇率	1.5%/年	前計画策定時から 6 年の消費者物価指数実績平均
給与上昇率	0.8%/年	前計画策定時から 6 年の人事院勧告給与上昇率実績平均
工事費上昇率	5.0%/年	藤枝市実績より

令和 7 年度を 1 とし、令和 8 年度より設定した上昇率を見込む。

3) 計算条件

収益的収支、資本的収支の計算条件を示します。

表 7.5 経営シミュレーション条件(収益的収支)

項目	内容	備考
収 益 的 収 入		
料 金 収 入	令和 6 年度供給単価 138.64 円/m ³ に 予測年間総有収水量を乗じて算出	現行料金単価で計上
受 託 工 事 収 益	過去 5 年間平均で一定（令和 2～令和 6 年度）	
そ の 他 営 業 収 益	過去 5 年間平均で一定（令和 2～令和 6 年度）	
他 会 計 補 助 金	過去 5 年間平均で一定（令和 2～令和 6 年度）	
国 ・ 県 補 助 金	過去 5 年間平均で一定（令和 2～令和 6 年度）	
加 入 金	過去 5 年間平均 × 年間総有収水量減少率	
長 期 前 受 金 戻 入	藤枝市長期前受金戻入予定額（令和 7～令和 16 年度）	令和 7 年度は予算書を出典とする
そ の 他 営 業 外 収 益	過去 5 年間平均で一定（令和 2～令和 6 年度）	
収 益 的 支 出		
職 員 給 与 費 (給料・賞与引当金)	令和 6 年度値に給与上昇率を見込む	職員数は直近の人数で一定と仮定
動 力 費	令和 6 年度値に物価上昇率・予測年間総有収水量減少率を見込む	
委 託 料	令和 6 年度値に物価上昇率を見込む	
手 数 料	令和 6 年度値に物価上昇率を見込む	
薬 品 費	令和 6 年度値に物価上昇率・水量減少率を見込む	
修 繕 費	令和 6 年度値に物価上昇率を見込む	水道メーター取替費を含む
貸 倒 引 当 金	令和 6 年度値で一定	
受 託 工 事 費	令和 6 年度値に工事費上昇率を見込む（計画期間中 は工事費上昇率を見込み、その後一定）	令和 13 年度以降は工事費上昇率を 見込まない
受 水 費	令和 7～令和 10 年度：過去 5 年間平均で一定 (使用水量上限まで使用すると 443,215,850 円)。 令和 11～令和 18 年度：旧基本料金・更新基本料金・ 使用料の三部料金制で算出し、使用水量上限まで使 用と仮定した税抜額とする。	令和 11 年度に協定水量 15,800 m ³ / 日から 9,000 m ³ /日に減少。料金改 定の予定だが、現行料金単価で計 算。
そ の 他	令和 6 年度値に物価上昇率を見込む	広告費を含む
減価償却費（既存）	藤枝市の予定償却額を使用	令和 7 年度は予算書を出典とする
減価償却費（新設）	年度別事業費より、新規取得する固定資産を法定耐 用年数に基づき定額法により算出	
資 产 減 耗 額	令和 7 年度は予算値、令和 8 年度以降は令和 2～ 令和 6 年度の平均値を端数処理した値を見込む	
そ の 他 営 業 費 用	見込まない	
支 払 利 息	既往債利息予定額と新規企業債利息算出額の合計	

※各表中の金額は税抜き額とする。

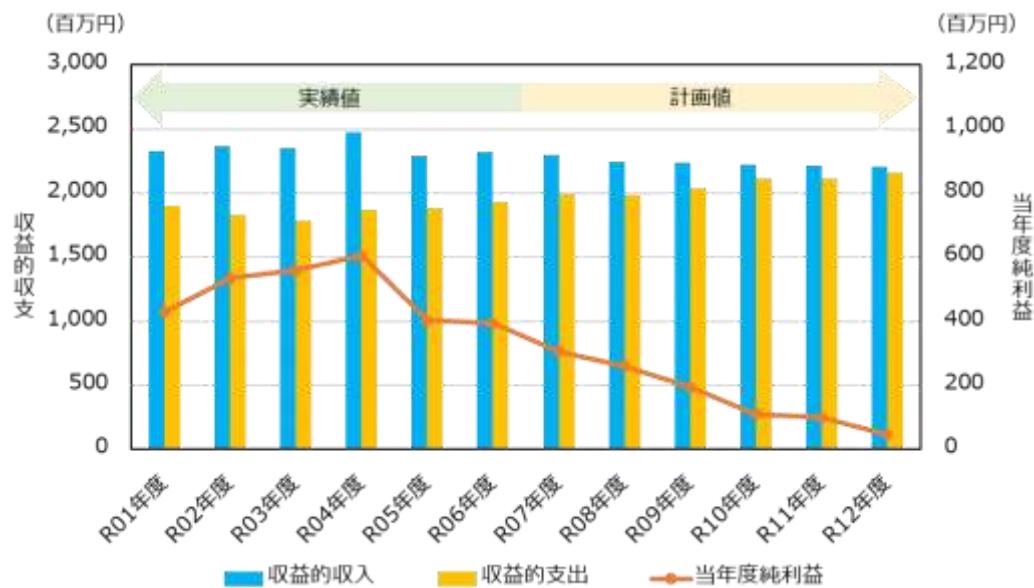
表 7.6 経営シミュレーション条件(資本的収支)

項目	内容	備考
資 本 的 収 入		
企 業 債	藤枝市の予定額	
国 (県) 補 助 金	過去 5 年間平均で一定 (令和 2~令和 6 年度)	
工 事 負 担 金	過去 5 年間平均で一定 (令和 2~令和 6 年度)	
資 本 的 支 出		
建 設 改 良 費	年度別事業費の数値 (計画期間中は工事費上昇率を見込み、その後一定)	令和 13 年度以降は工事費上昇率を見込まない
うち 職 員 給 与 費	過去 5 年間平均 (令和 2~令和 6 年度) に給与上昇率を見込む	
うち 材 料 費	過去 5 年間平均 (令和 2~令和 6 年度)	
うち 負 担 金	過去 5 年間最大 (令和 2~令和 6 年度)	
うち そ の 他 事 務 費 等	過去 5 年間平均 (令和 2~令和 6 年度) に物価上昇率を見込む	固定資産購入費を含む
企 業 債 償 戻 金	既往債分と新規企業債分の合計	
他会計長期借入金返還金 他会計への支出金		
そ の 他	見込まない。	
補 填 財 源		
過年度分損益勘定留保資金	(前年度減価償却費 + 前年度固定資産除却費) - 前年度当年度分損益勘定留保資金	
當年度分損益勘定留保資金	當年度減価償却費 + 当年度固定資産除却費を調整して算出	
建 設 改 良 積 立 金	資本的収支赤字分 - (消費税調整額 + 過年度分損益勘定留保資金) - (減価償却費 + 資産減耗費) を 100 万単位に切上げ	
消 費 税 調 整 額	年度別事業費、その他事務費の合計を 10/110 で割り戻した金額を見込む	
企 業 債 (新 規)		
利 率	1.4% 利率見直し方式 (10 年ごと)	金融機関 1.4% 民間金融機関 1.0%
償 戻 年 数	20 年 (うち据置期間 5 年)	

7.4.3. 収益的収支

収益的収支と当年度純利益の実績値と計画値を示します。計画期間中は当年度純利益を確保します。

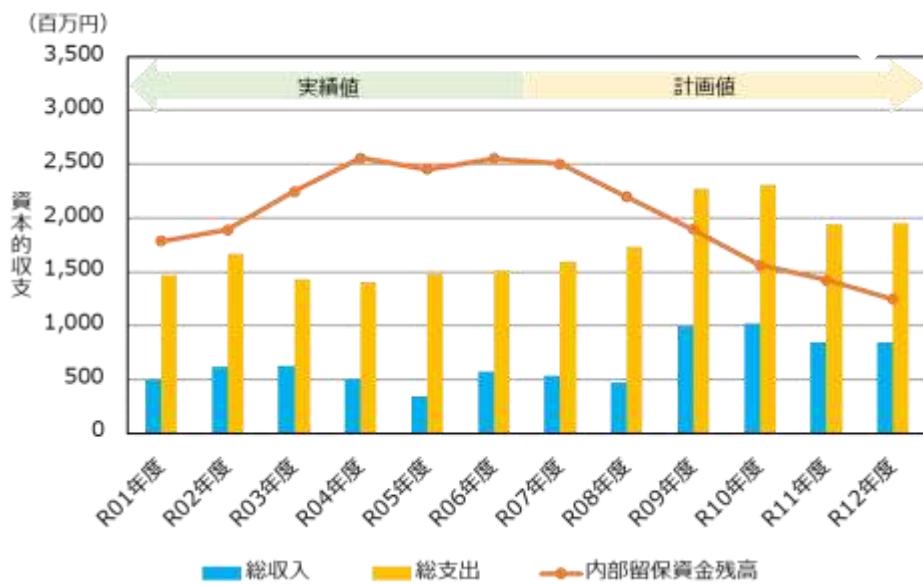
図 7.2 収益的収支と当年度純利益の実績と計画値



7.4.4. 資本的収支

資本的収支と内部留保資金残高の実績値と計画値を示します。内部留保資金残高は令和6年度以降は減少傾向となっています。

図 7.3 資本的収支と内部留保資金残高の実績と計画値



7.4.5. 企業債

企業債償還金と企業債残高の実績値と計画値を示します。企業債償還金は令和9年度まで増加し、その後令和11年度までは減少傾向を示しますが、令和12年度は増加となります。企業債残高は令和8年度までは減少傾向ですが、令和9年度以降は増加傾向となります。これは、施設の更新や物価上昇等の影響により、建設改良費の増加が見込まれることによるものです。

図 7.4 企業債借入額・企業債償還金と企業債残高の実績と計画値



表 7.7 収益的収支の実績値(単位:千円)

年 度		R01年度 (決 算)	R02年度 (決 算)	R03年度 (決 算)	R04年度 (決 算)	R05年度 (決 算)	R06年度 (決 算)	R07年度 (見 込)
区 分								
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,175,650	2,220,777	2,201,068	2,174,885	2,143,600	2,149,108	2,137,000
	(1) 料 金 収 入	2,108,278	2,165,640	2,148,674	2,121,336	2,093,060	2,098,857	2,087,000
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	22,876	15,978	19,876	20,908	18,702	15,539	14,000
	(3) 他 会 計 負 担 金							
	(4) そ の 他	44,496	39,159	32,517	32,640	31,839	34,712	36,000
	2. 営 業 外 収 益	154,392	146,447	146,475	146,455	146,783	174,781	159,500
	(1) 補 助 金	16,391	2,355	1,970	1,877	1,512	1,083	1,400
	他 会 計 負 担 金	15,832	1,190	670	980	732	442	400
	国 ・ 県 補 助 金	559	1,165	1,300	897	780	641	1,000
	(2) 加 入 金	25,322	23,580	24,610	20,942	19,425	22,367	22,100
収 益 的 支 出	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	109,541	115,929	117,044	119,000	120,541	127,560	123,000
	(4) そ の 他 (受取利息及び配当)	3,138	4,582	2,851	4,636	5,305	23,771	13,000
	3. 特 別 利 益				150,000			
	収 入 計 (C)	2,330,043	2,367,224	2,347,543	2,471,339	2,290,383	2,323,890	2,296,500
	1. 営 業 費 用	1,804,465	1,743,442	1,707,003	1,792,841	1,820,494	1,869,937	1,926,547
	(1) 職 員 給 与 費	103,168	105,800	104,618	104,757	121,174	132,346	144,548
	給 料	94,028	96,699	95,810	96,078	112,983	123,380	134,734
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0
	その他の賞与引当金	9,140	9,101	8,808	8,679	8,191	8,966	9,814
	(2) 経 動 費	1,069,688	986,371	949,033	1,029,234	1,029,336	1,051,200	1,057,173
特 別 利 益	動 力 費	86,581	80,920	86,457	120,913	100,119	118,210	119,000
	委 託 料	221,550	186,920	192,294	218,754	223,103	233,279	235,300
	手 数 料	30,616	34,713	31,404	34,985	40,197	40,796	41,000
	薬 品 費	2,021	2,136	2,065	2,198	2,133	2,850	2,900
	修 繕 費	257,681	219,291	163,914	189,710	202,328	196,437	198,000
	貸 倒 引 当 金	1,325	1,294	1,114	1,646	752	1,565	1,600
	受 託 工 事 費	21,733	16,220	19,485	20,789	18,959	14,742	15,000
	受 水 費	375,918	375,159	374,672	375,104	376,002	374,620	374,573
	そ の 他	72,262	69,718	77,628	65,135	65,743	68,700	69,800
	(3) 減 債 償 却 費	592,822	623,179	641,707	653,779	664,215	672,302	709,215
特 別 損 益	既 存 新 設							0
	(4) 資 産 減 耗 費	38,761	28,091	11,645	5,071	5,769	14,089	15,611
	(5) そ の 他 営 業 費 用	26						
	2. 営 業 外 費 用	97,420	89,381	81,021	73,547	67,315	60,486	63,706
	(1) 支 払 利 息	93,949	85,854	77,218	69,214	62,610	56,513	60,399
	(2) 雜 支 出	3,471	3,527	3,803	4,333	4,704	3,973	3,307
	3. 予 備 費							
	支 出 計 (D)	1,901,885	1,832,823	1,788,024	1,866,387	1,887,809	1,930,422	1,990,253
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	428,158	534,402	559,519	604,952	402,574	393,467	306,247
	特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失	特 別 損 失 (G)							
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (E)+(H)		428,158	534,402	559,519	604,952	402,574	393,467	306,247

※表中の金額は税抜き額です。表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。

表 7.8 収益的収支の計画値（単位:千円）

年 度		R08年度	R09年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分						
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,097,600	2,093,100	2,082,500	2,077,400	2,067,300
	(1) 料 金 収 入	2,045,300	2,040,800	2,030,200	2,025,100	2,015,000
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200
	(3) 他 会 計 負 担 金					
	(4) そ の 他	34,100	34,100	34,100	34,100	34,100
	2. 営 業 外 収 益	143,800	140,200	139,100	138,600	137,200
	(1) 補 助 金	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	他 会 計 負 担 金	800	800	800	800	800
	国 ・ 県 補 助 金	900	900	900	900	900
	(2) 加 入 金	21,600	22,000	22,100	22,100	22,000
収 益 的 支 出	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	112,300	108,300	107,100	106,600	105,300
	(4) そ の 他 (受取利息及び配当)	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
	3. 特 別 利 益					
	収 入 計 (C)	2,241,400	2,233,300	2,221,600	2,216,000	2,204,500
	1. 営 業 費 用	1,914,510	1,966,816	2,032,442	2,032,800	2,069,744
	(1) 職 員 給 与 費	150,378	151,659	153,024	154,401	155,791
	給 料	141,260	142,531	143,814	145,108	146,414
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0
	その他 (賞与引当金)	9,118	9,128	9,210	9,293	9,377
	(2) 経 費	1,063,349	1,075,223	1,087,947	1,039,242	1,051,810
特 別 利 益	動 力 費	119,923	121,659	124,033	126,141	127,963
	委 託 料	237,245	241,278	245,380	249,551	253,794
	手 数 料	41,490	42,195	42,912	43,642	44,384
	薬 品 費	2,892	2,934	2,991	3,042	3,086
	修 繕 費	199,777	203,173	206,627	210,140	213,712
	貸 倒 引 当 金	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565
	受 託 工 事 費	15,479	16,253	17,065	17,919	18,815
	受 水 費	375,111	375,111	375,111	313,750	313,750
	そ の 他	69,867	71,055	72,263	73,492	74,741
	(3) 減 價 償 却 費	687,783	726,934	778,472	826,157	849,143
特 別 損 益	既 存	645,005	633,726	627,888	616,696	604,593
	新 設	42,778	93,208	150,584	209,461	244,550
	(4) 資 産 減 耗 費	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	(5) そ の 他 営 業 費 用					
	2. 営 業 外 費 用	66,530	72,241	78,832	83,242	87,859
	(1) 支 払 利 息	62,462	68,217	74,755	79,227	83,969
	(2) 雜 支 出	4,068	4,024	4,077	4,015	3,890
	3. 予 備 費					
	支 出 計 (D)	1,981,039	2,039,057	2,111,274	2,116,042	2,157,603
	經 常 損 益 (C)-(D) (E)	260,361	194,243	110,326	99,958	46,897
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (E)+(H)	260,361	194,243	110,326	99,958	46,897	

※表中の金額は税抜き額です。表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。

表 7.9 資本的収支の実績値(単位:千円)

年 度		R01年度 (決 算)	R02年度 (決 算)	R03年度 (決 算)	R04年度 (決 算)	R05年度 (決 算)	R06年度 (決 算)	R07年度 (見 込)
区 分								
資本的収入	1. 企 業 債	360,000	410,000	435,000	349,000	200,900	475,300	381,700
	うち資本費平準化債							
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 補 助 金							
	4. 他 会 計 負 担 金							
	5. 他 会 計 借 入 金							
	6. 国(都道府県)補助金	91,800	175,691	173,891	131,976	107,900	63,314	85,600
	7. 固定資産売却代金							
	8. 工 事 負 担 金	35,187	27,958	20,749	26,972	36,736	29,949	65,100
	9. その他の長期貸付金償還金	10,325	5,090					
資本的支出	計 (A)	497,312	618,739	629,640	507,948	345,536	568,563	532,400
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額							
	純 計 (A)-(B) (C)	497,312	618,739	629,640	507,948	345,536	568,563	532,400
資本的支出	1. 建 設 改 良 費	1,066,266	1,228,178	960,018	930,474	997,697	1,017,899	1,100,800
	うち年度別事業費	580,263	696,226	400,365	380,631	466,554	454,572	527,596
	うち職員給与費	50,573	48,891	50,539	43,894	34,057	35,776	49,268
	うち材料費	14,220	14,050	13,063	12,505	7,778	6,185	14,293
	うち負担金	836	7,768	3,475	0	5,921	12,423	0
	その他事務費等	16,184	19,933	19,026	18,631	6,133	16,909	13,005
	2. 企 業 債 償 戻 金	404,190	441,311	473,549	474,812	477,254	492,034	496,638
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 金							
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
	5. そ の 他							0
資本的支出	計 (D)	1,470,456	1,669,489	1,433,568	1,405,286	1,474,951	1,509,933	1,597,438
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	973,144	1,050,750	803,928	897,337	1,129,415	941,369	1,065,038
補 填 財 源	1. 過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	739	928	907	696	782	659	1,974
	2. 当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	630,655	650,364	652,656	658,068	669,325	684,416	724,176
	3. 利益剰余金処分額(建設改良積立金)	264,000	313,000	87,000	174,000	386,000	168,000	232,000
	4. そ の 他 (消 費 税 調 整 額)	77,750	86,458	63,366	64,574	73,308	88,294	106,887
補 填 財 源 不 足 額	計 (F)	973,144	1,050,750	803,928	897,337	1,129,415	941,369	1,065,038
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		6,731,916	6,750,765	6,712,216	6,586,404	6,310,050	6,293,316	6,178,378

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。

表 7.10 資本的収支の計画値（単位:千円）

年 度		R08年度	R09年度	R10年度	R11年度	R12年度	
区 分							
資本的収入	1. 企 業 債	393,000	836,300	862,000	685,300	683,700	
	うち 資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国(都道府県)補助金	45,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	9. そ の 他(長期貸付金償還金)						
計 (A)		468,000	996,300	1,022,000	845,300	843,700	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額		(B)					
純 計 (A)-(B) (C)		468,000	996,300	1,022,000	845,300	843,700	
資本的支出	1. 建 設 改 良 費	1,220,000	1,755,903	1,808,061	1,455,182	1,452,804	
	うち 年 度 別 事 業 費	1,137,446	1,672,683	1,724,167	1,370,605	1,367,536	
	うち 職 員 給 与 費	43,015	43,402	43,793	44,187	44,585	
	うち 材 料 費	10,716	10,716	10,716	10,716	10,716	
	うち 負 担 金	12,423	12,423	12,423	12,423	12,423	
	そ の 他 事 務 費 等	16,400	16,679	16,962	17,251	17,544	
	2. 企 業 債 償 戻 金	509,929	520,110	501,387	487,572	498,880	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
計 (D)		1,729,929	2,276,013	2,309,448	1,942,753	1,951,683	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		(E)	1,261,929	1,279,713	1,287,448	1,097,453	1,107,983
補 填 財 源	1. 過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	650	398	197	505	378	
	2. 当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	700,384	739,736	790,966	838,779	861,690	
	3. 利 益 剰 余 金 処 分 額(建設改良積立金)	456,000	386,000	338,000	132,000	120,000	
	4. そ の 他(消費税調整額)	104,895	153,578	158,284	126,169	125,916	
	計 (F)	1,261,929	1,279,713	1,287,448	1,097,453	1,107,983	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		6,061,449	6,377,639	6,738,252	6,935,980	7,120,800	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。

建設改良費 令和8年～令和12年 5年間合計 7,691,950 ≒ 7,692(百万円)

年平均 1,538(百万円)

7.5. 経営健全化の取組

水道事業の経営の効率化に向けた今後の取組及び方向性を示します。

7.5.1. 経営環境の見直し

試算結果から、計画期間中の収益的収支はプラスを維持し、内部留保の確保が維持されることが示されました。しかし、安心・安全な水の供給の維持に必要な事業を行うための事業費は、物価上昇等の影響による増加が今後も避けられないことが予想されることから、計画期間後の経営環境について検討を開始する必要があります。試算は常に最新の状況を反映させ、料金の最適化を含む具体的な検討を行います。

7.5.2. 民間活力の活用

施設の老朽化、給水収益の減少、職員数の減少や技術力不足などに対応し、効率的な事業運営を確保するための一つの方策として、下水道事業において導入を検討しているウォーターPPPについて、上水道事業への導入に向けて検討していきます。

7.5.3. 水道施設の効率化

- ・自己水源を最大限に活用できる管路の見直しを行います。
- ・配水場の更新において、設定された更新時期、更新規模から、水需要に応じた更新内容の見直しを行います。

7.5.4. 広域化の検討

本市は、豊富な地下水を有効に活用している現状から、広域化はしないとしていますが、コスト削減などの観点から静岡県が主導する検討会に引き続き参加し、共同事務の連携について検討していきます。

7.5.5. DX・GX の取組

- ・事務手続き等を含めた業務について、業務改善やDX等の活用などを含めて見直し、効率化に努めます。
- ・脱炭素の推進のため、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入等、環境に配慮した事業活動を検討します。(例：省エネルギー機器への切替、運用によるエネルギー効率の最大化（自然流下方式の拡大など）、電気自動車への切替、太陽光発電・小水力発電導入など)
- ・飲料水の安定供給の観点から、本市において効果を有するDX技術の情報収集と導入可能性の検討を行います。令和7年度に、本市上下水道事業が連携して衛星観測データを活用した路面下空洞対策支援技術の実証実験を行います。

7.5.6. 藤枝版ローカルSDGsの推進

国際社会の目標であるSDGsに対する地方自治体としての取組みの姿勢を示しているのが、本市独自の17の目標「藤枝版ローカルSDGs」です。この目標実現に向けた取り組みを、藤枝市水道事業の100年後の将来を見据えた基本理念と基本目標「安全」「強靭」「持続」の達成のための取組や方策と連動させて推進します。

・17の目標のうち、本計画に関連するもの

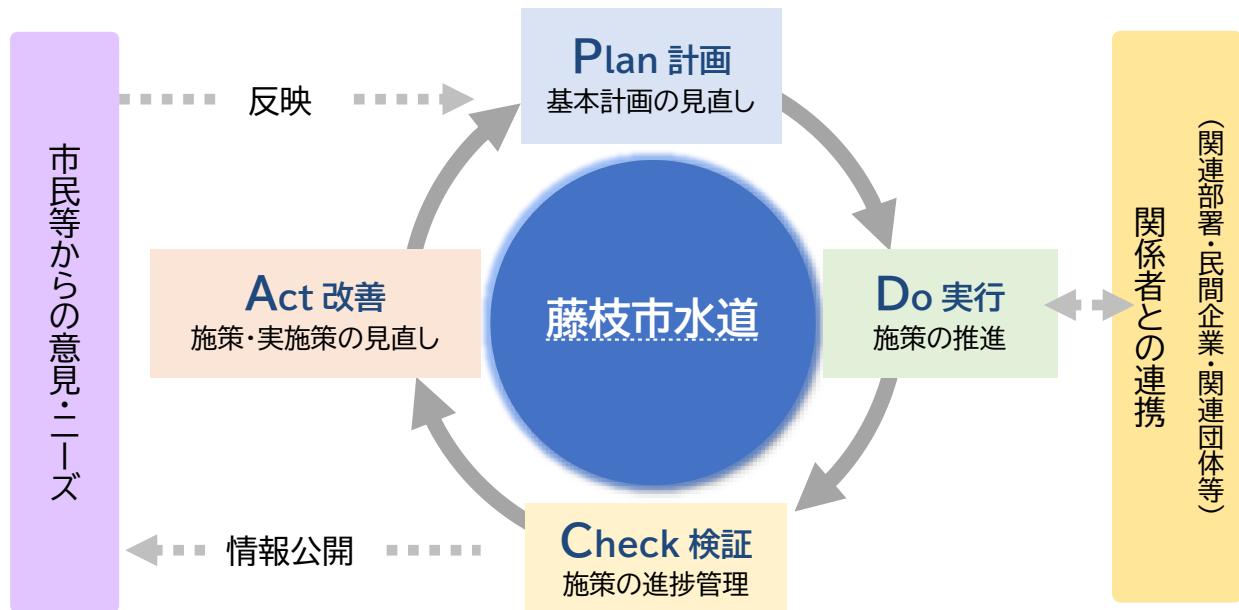


8. フォローアップ

計画の確実かつ効率的な推進のため、施策の継続的な進捗管理と評価を行い、適切な期間を定めて見直しを実施します。

見直し時期は、藤枝市水道事業基本計画・経営戦略 2020～2030 の最終年である令和 12 年度とします。なお、個々の具体事業の見直しが必要になった場合には、適宜見直しを実施することとします。

図 8.1 フォローアップの計画



用語解説

用語	意味
あ行	
アセットマネジメント	中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。現在保有している資産の状態・健全度を適切に診断・評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、事業の実行可能性の確保を図る。
1日最大給水量	年間の1日給水量(m ³ /日)のうち最大のもの。
1日平均給水量	年間の総給水量(m ³)を年日数で除したもの。
応急給水	地震等により水道施設が破損し、水道による給水ができなくなった場合、拠点給水、運搬給水及び仮設給水などにより給水すること。
応急給水設備	地震、渴水及び配水施設の事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水及び仮設給水などにより、飲料水を給水するための設備のこと。給水車等がある。
L1耐震管	レベル1 地震動に耐え得る管路
L2耐震管	レベル2 地震動に耐え得る管路
か行	
拡張事業	人口増加による計画給水量の増加などに伴い、水源、浄水場、配水池および水道管路などを増設・改良すること。
簡易水道事業	計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業。
基幹施設	取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設を指す。地震などの災害において、施設が破損すると、市民生活に重大な影響をもたらす可能性がある施設のこと。
企業債	水道事業において、建設、改良等の費用に充てるために国等から借りた資金。
基幹管路	導水管、送水管、配水本管を指す。水道管路網のうち、特に重要な管路のこと。
給水区域	水道事業者が厚生労働大臣または都道府県の認可を受け、一般の需要に応じて給水義務を負う区域。
給水収益	水道料金による収入のこと。
給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口いう=給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まない。
給水量	給水区域内の需要に応じて給水した水量。

用語	意 味
経常収益	収益的収支中、料金収入などの本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計からの繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計。
経常損益 経常利益	経常収益から経常費用を差し引いたもの。
経常費用	職員給与費や材料費などの維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計。
原水	浄化処理する前の水、水道原水には大別して地表水と地下水があり、地表水には河川水、湖沼水、貯水池水が、地下水には伏流水、井水などがある。
鋼管	鋼を管体の材料としている管のこと、強度、韌性に富み、延伸性も大きいため、大きな内・外圧に耐えることができる。
硬質塩化ビニル管	塩化ビニル樹脂を主原料とした管。耐食性、耐電食性、施工性に優れている反面、衝撃や熱に弱い特徴を有している。
さ行	
資産	水道事業が有する財貨及び権利で、固定資産、流動資産、繰延勘定に区分される。
資本的収支	収益的収支に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと。
自己水源	受水以外の水道事業者が所有する水源。
取水（施設）	水源から原水を取ること（取る施設）。
収益的収支	水道事業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出。
消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	消費税の仮払金（資本的支出）が仮受け金（資本的収入）より多い時の差額。資本的収支の不足額への補てん財源となる。
浄水（施設）	原水を飲用に適するように処理すること（処理する施設）。
新水道ビジョン	平成25年3月に厚生労働省が策定したもので、「水道ビジョン」を全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据えた新しい水道ビジョン。
水源	用水（農業用水、工業用水）や水道（上水道、簡易水道）として利用する水の供給源。
水道ビジョン	平成16年6月に厚生労働省が水道の目指すべき方向性について示したもので、水道のあるべき将来像について、その実現のための施策や工程が明示されている。
送水（施設・管）	水道水を配水拠点（配水池）へ送ること（送る施設・送る管）。

用語	意　味
た行	
耐震管	レベル2地震動の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造(耐震継手)となっている管。
長寿命化	水道施設を、法定耐用年数を超えて供用するための対策。有すべき機能を確保しつつ、部分更新や部分修繕等の対策がある。
導水（施設・管）	取水した水を浄水場へ送ること（送る施設・送る管）。
平準化	事業量のばらつきを平たくすること。
ダクタイル鋳鉄管	鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させ、普通鋳鉄管や高級鋳鉄管に比べ、強度に富んだ水道用管。
当年度分損益勘定留保資金	現金の支出を必要としない費用で当年度に発生した資金。減価償却費、資産減耗費などの計上により企業内部に留保される資金。
は行	
配水（施設・管）	水道水を需要者に配ること（配る施設・配る管）。
配水支管	配水管のうち、給水管の分岐がある支線管路。
配水池	浄水処理された水道水を貯留し、管路網を通して給配水するための拠点施設。
配水本管	配水管のうち、給水管の分岐がない基幹管路。
普及率	給水普及率であり、給水区域内人口に対する現状の給水人口の割合。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
ら行	
漏水	地上に漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透して発見が困難な地下漏水がある。漏水量が減ると有効率が向上する。
老朽管	老朽化した水道管。 老朽管は破損しやすく、漏水による有効率の低下に限らず、道路陥没・破損等の二次被害に及ぶ可能性がある。
レベル1地震動	当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの。
レベル2地震動	当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの。